

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	保健師地区活動(24-14-75-01)	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	松本承子	内線	432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	保健師地区活動(24-14-75-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	家庭や地域を訪問し、関係機関との連携により具体的な支援をすることで、区民の健康問題解決をはかる。さらに様々な地区活動を通して、区民の生活の質の向上、健康レベルの向上を図る。				
対象者等	1 健康問題をもつ区民（生活習慣病・妊産婦・乳幼児等） 2 一般区民（自主グループ・各種教室修了者の会・PTA・各種患者の会・町会等）				
内容	1 個別の健康問題をもつ区民とその家族に対しては、家庭訪問、面接相談、電話相談や関係機関との連携により、具体的に支援し、問題解決を図る。 2 地域の共通した問題に対しては、地域団体・諸グループ等への支援、啓発活動を通し、地域での健康問題の解決に取り組む。 3 地区活動を通し、健康問題の解決、疾病の予防、健康的な環境、まちづくりを推進していく。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度 老人保健法に基づく高齢者・痴呆・難病患者の在宅ケアに関する事業は、高齢者福祉課に移行。保健所は精神保健福祉、子育て支援、健康づくり事業の強化体制を整備した。 ・平成12年度 組織改正により保健と福祉部門が統合し、総合的なサービスの提供ができる体制がつけられた。高齢者の健康づくり、ねたきり予防、各種保健サービス事業は高齢者保健福祉課に移行。精神障害者や難病患者等の各種申請事務は、障害者福祉課に移行。保健所は、地域ぐるみ健康づくり推進事業、在宅難病患者支援、子育て支援、母子保健、精神保健福祉、結核を含む感染症予防などに取り組んだ。 ・平成17年度 結核感染症担当保健師を専任とし、健康危機への即時的、専門的な対応ができるとした。 ・平成18年度組織改正により、保健所は健康部として福祉部門と分離し、精神保健福祉相談に関する事業と在宅難病患者支援は、障害者福祉課に移行し保健師を配置した。 				
必要性	疾病を抱えた区民への保健師による家庭訪問・相談等は不可欠である。また、健康づくり推進のための地区活動は、今後ますます重要となる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	241	224	215	192	196	195	195	
決算額（20年度は見込み）	238	222	214	192	193	195	195	
人件費				35,166	11,102	13,664		
【事務分担量】（%）				408	130	160		
合計（ + ）	238	222	214	35,358	11,295	13,859	195	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	238	222	214	35,358	11,295	13,859	195	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
家庭訪問	1,629	1,254	1,350	1,670	1,085	932	1,200	
その他の地区活動（電話・面接・関係機関）	11,619	10,534	12,670	11,790	5,000	4,525	5,000	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	計測検査物品等		193	計測検査物品等	195	計測検査物品等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	家庭訪問	1,670	1,085	932	1,200	1,600	
	その他の地区活動	11,790	5,000	4,525	5,000	6,500	

（問題点・課題）	平成20年度に区民の健康づくりを効果的かつ強力に推進するための体制を整備するため、保健師を増員したが、その人材活用を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
職場内研修・職場外研修の充実・強化	保健師の資質の向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	対象者の処遇とともに、地域特性の把握と区民の協働による健康づくりに欠かせない活動であり、優先度の高い事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	地域ぐるみ健康づくり推進事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	栗山幸久	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	地域ぐるみ健康づくり推進事業費(24-63-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	健康づくりを推進するためには、個人の自覚と実践を基本としつつ、社会全体として推進していくための環境・仕組みを改善・整備する必要がある。地域全体の健康度向上のために、一次予防の推進と健康な地域づくりを併せて行っていく。				
対象者等	区内在住・在勤者、健康づくり活動グループ				
内容	<p>平成19年3月に策定した荒川区健康増進計画に掲げる、地域ぐるみの健康づくりの推進、子どもの健康増進、働き盛りの健康増進及び健康づくりを支援する環境整備という4つの体系に従い、「生涯健康都市あらかわ」の実現を目指す。具体的には、この計画に盛り込まれた施策を具体化し、実施していくために、単年度ごとに策定する生涯健康都市づくり戦略により定める、次の二つの重点プランを中心に取り組んでいる（「延ばせ健康寿命」プランは本事務事業では取り扱わない）。</p> <p>(1)「減らせ早世」プラン 禁煙チャレンジ応援プラン、受動喫煙防止メッセージタグ推進事業、あらかわ満点メニューの開発、健康応援店の拡充</p> <p>(2)「増やせ健康満足度」プラン 新生児全員訪問事業、子育てハッピー講座、健康応援店店頭でのどこでも健康教室・健康相談の実施、健康子育てサポーター育成講座、荒川区健康普及啓発事業の実施</p> <p>重点プラン以外で、本事務事業で行う事業は次のとおりである。 健康づくり自主グループ活動支援、どこでも健康教室・健康相談、健康づくり共同調査</p>				
経過	平成13年3月	区民健康白書の作成			
	平成14年3月	健康生活実践ガイド（「健康日本21地方計画」）の策定			
	8月	健康増進法制定			
	平成16年8月	荒川区健康週間の制定			
	平成17年6月	生涯健康都市戦略本部の設置			
	10月	荒川区生涯健康都市宣言の策定			
	平成18年3月	生涯健康都市づくり戦略(18年度版)の策定			
	平成19年3月	健康増進計画の策定			
必要性	いつまでもいきいきと健康に暮らすことは区民誰もが願うことである。そのため、区は、区民の健康増進を図るべく、まちをあげて健康づくりを進める環境を整えていく必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	2,839	5,589	10,365	7,266	24,012	31,455	34,361	
決算額（20年度は見込み）	2,591	5,361	7,302	6,665	15,586	23,351	34,361	
人件費				33,023	22,732	21,898		
【事務分担量】（%）				394	295	285		
合計（+）	2,591	5,361	7,302	39,688	38,318	45,249	34,361	
国（特定財源）					92	160	161	
都（特定財源）					161	160	161	
その他（特定財源）								
一般財源	2,591	5,361	7,302	39,688	38,065	44,929	34,039	
実績の推移	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
事項名								
健康づくりグループ累計数	29	40	44	91	109	116	120	
どこでも健康教室（団体数）		105回3175	74回2659名	65回2408名	149回/4292店	138回/5573名	140回/5600名	
どこでも健康教室（イベント版）		7回2000名	9回3921名	17回3100名	8回/1988店	12回/3788名	10回/3000名	
健康応援店認証数		130店	44店/174店	21店/143店	29回/170店	63店/224店	26店/250店	
あらかわ満点メニュー提供店数					41店/41店	43店/76店	48店/95店	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	非常勤職員報酬・付加報	2,149	非常勤職員報酬・付	2,182	非常勤職員報酬・付	6,572
	共済費	非常勤社会保険料	258	非常勤社会保険料	262	非常勤社会保険料	799
	報償費	健康週間講師謝礼等	1,627	健康週間講師謝礼等	1,325	健康週間講師謝礼等	1,305
	一般需用	健康週間ポスター等	3,701	健康週間ポスター等	4,139	健康週間ポスター等	7,156
	委託料	満点メニュー開発支援	6,793	満点メニュー開発支	6,686	満点メニュー開発支	4,974
	使用料及負担金補	健康週間会場使用料	435	健康週間会場使用料	173	健康週間会場使用料	404
		満点メニュー普及助成	464	満点メニュー普及助	6,298	満点メニュー普及助	11,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	喫煙率	29.0	28.2	26.5			誕生日健診受診者の数値
	肥満率	21.6	24.2	23.0			同上

（問題点・課題分析）	<p>早世の10%減少等の戦略目標の達成に向け、健康増進計画に盛り込まれた区民の健康状況を示す各種の行動目標や施策目標を継続的に把握するとともに、その動向を踏まえ、毎年度策定する「荒川区生涯健康都市づくり戦略」に的確に反映させることで、区民の健康づくりを総合的に推進する必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>健康日本21地方計画はすべての区で策定済みであり、各区が工夫を凝らしながら健康づくり事業を展開中</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	健康づくりを支援する環境整備や健康的な生活習慣形成への支援を行う事業であり、優先度の高い事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	あらかわNO！メタボ大作戦事業	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	高遠郁子	内線	432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	あらかわNO！メタボ大作戦事業				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	<p>早世の予防を図るため、食生活、運動、飲酒、喫煙などの生活習慣の改善を働きかけ、メタボリック症候群を予防する。また、この事業を通じて意識啓発を図ることで、特定健診・特定保健指導の受診等につなげる。</p>				
対象者等	主に青壮年期の区民				
内容	<p>1 NO！メタボチャレンジャー あらかわNO！メタボ大作戦を広く区民にPRし、区民の参加機運を高めるため、メタボリック症候群予防に取り組むNO！メタボチャレンジャーを募集し、チャレンジの経過を区報・HP等で公表する。 ・対象者：20～59歳の区民 ・規模：30名 ・プログラム：NOメタボサポートメニューの提供、対面・手紙・メール等による個別相談等</p> <p>2 メタボ情報提供 がん検診等の来所者、健康づくり事業参加者等に対し、メタボリック症候群予防についての情報提供を行う。 ・メタボ情報提供コーナーの設置（がん予防・健康づくりセンター内） ・新生児訪問時に喫煙者のいる家庭へ「リセット禁煙」書籍の配布</p> <p>3 NO！メタボ測定 がん予防・健康づくりセンターにおいて、尽4回程度メタボリック症候群予防に関する測定及び相談を行う。 ・実施規模：1400人 ・測定項目：腹囲・BMI・血圧・体脂肪率・血管年齢・呼吸機能・HbA1c等 ・相談：保健相談・栄養相談・禁煙相談等</p> <p>4 どこでもNO！メタボ測定 区内拠点2箇所において、月1回程度メタボリック症候群予防に関する測定及び相談を行う。</p> <p>5 NO！メタボサポートメニュー ・保健師による相談：保健師による総合的なメタボリック症候群予防に関する相談 ・運動サポートメニュー：専用歩数計を貸与し、測った歩数をパソコンに取り込みwebサイト上で歩数管理を行う。 ・食生活サポートメニュー：利用者の1日分の食事をデジタルカメラ等で撮影し、食事画像を受託者に送信することで食生活診断及びアドバイスが受けられる。 ・禁煙相談：NO！メタボ測定時に禁煙相談を実施する。</p> <p>6 あらかわ健康づくりガイドブック 区の健康づくり資源・情報を総合的に網羅したガイドブックを作成する。</p>				
経過					
必要性	生活習慣の改善による青壮年期の早世の減少とメタボリックシンドロームの予防				
実施方法	(一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							18,362	
決算額(20年度は見込み)							18,362	
人件費								
【事務分担量】(%)								
合計(+)	0	0	0	0	0	0	18,362	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	0	0	18,362	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
						一般賃金	1,886
						講師謝礼等	268
						一般需用費	4,807
						役務費	18
						委託料	9,378
						備品購入費	2,005

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	BMI25以上の人の割合（男性）			26.9%			
	BMI25以上の人の割合（女性）			16.0%			
標	運動習慣のある人の割合（男性）			49.4%			
	運動習慣のある人の割合（女性）			56.7%			
	野菜を毎日摂る人の割合・男性(淡色野菜/緑黄色野菜)			25.0% /17.5%			
	野菜を毎日摂る人の割合・女性(淡色野菜/緑黄色野菜)			41.7% /30.5%			
	メタボ測定相談の来所数						

(指標区分)	本事業を効果的に進められるよう対象者の健康意識に応じた適切な働きかけ方や事業実施方法を検討する必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
様々な健康意識を持つ対象者を一律に取扱うのではなく、モデル化し、最も事業効果の見込める層を中心に事業を見直す。	メタボ予防をより一層効果的に進めることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	重点的に推進	早世予防という健康上の重要課題を解決するための事業であり、優先度の高い事業である。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	医療援助	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	医療援助(26 - 04 - 33 - 01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠法令等	予防接種法、予防接種施行令
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保し、制度の安定を図ることを目的としている。				
対象者等	予防接種法による定期予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・麻しん・風しん・日本脳炎・高齢者インフルエンザ・BCG）により副反応が生じた者。				
内容	<p>救済措置として給付するものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費及び医療手当：認定を受けた病気について医療をうけた時 ・障害児養育年金（満18歳未満）又は障害年金（18歳以上）：一定の障害を有する者の時 ・死亡一時金・葬祭料：死亡した時 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。 				
必要性	予防接種による健康被害の救済処置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保することは不要不可欠である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>健康被害による年金受給者（障害年金1級1人・2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	9,694	9,694	9,587	9,445	9,445	9,416	9,416
	決算額（20年度は見込み）	9,589	9,513	9,456	9,445	9,423	9,416	9,416
	人件費				862	854	854	
	【事務分担当】（%）				10	10	10	
	合計（+）	9,589	9,513	9,456	10,307	10,277	10,270	9,416
国（特定財源）								
都（特定財源）	7,192	7,134	7,091	7,084	7,067	7,061	7,061	
その他（特定財源）								
一般財源	2,397	2,379	2,365	3,223	3,210	3,209	2,355	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	傷害年金1級者	1	1	1	1	1	1	1
	傷害年金2級者	1	1	1	1	1	1	1

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	予防接種事故傷害年金	9,423	予防接種事故傷害年金	9,416	予防接種事故傷害年金	9,416

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	支給件数	2	2	2	2		

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	予防接種による健康被害の救済のため必要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	予防接種費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	予防接種費(26-04-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠法令等	予防接種法、予防接種施行令
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	感染症の発生及びまん延を予防する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）・急性灰白髄炎・日本脳炎（初回、追加）については7歳6か月未満 ・日本脳炎（2期追加）・二種混合（ジフテリア・破傷風）については13歳未満 ・MR及び麻しん・風しん(1期：1歳以上2歳未満、2期：小学校就学前1年間、3期：中1、4期：高1) ・インフルエンザは65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全 				
内容	<p>[通知方法] 従来は該当月に予防接種記録票を個別に郵送していたが、14年6月からこれらを冊子化し、4カ月児健診時に交付している。[接種方法] 急性灰白髄炎は集団接種。三種混合・MR(1期、2期、3期、4期)、麻しん、風しん・日本脳炎・二種混合・インフルエンザは個別接種。(23区の協力医療機関にて接種可能。)[委託料支払方法] 毎月、各協力医療機関からの請求分を医師会がとりまとめ、委託料の請求がある。年2回、前期・後期分として23区における相互乗入分(区民が他区において接種した分及び他区の人が区内で接種した分)の請求及び支払をする。[予防接種の単価] 東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会(三者協)により決定する。[費用] インフルエンザは一部自己負担であり、他は無料。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成6年10月法改正により予防接種が義務接種から勧奨接種に変更となり、平成7年4月以降、急性灰白髄炎は集団接種として継続。他すべて個別接種となった。 ・平成13年11月7日法改正により、定期接種にインフルエンザを追加し、従来の予防接種を一類疾病、インフルエンザを二類疾病と位置付け、一部自己負担で実施。 ・平成17年7月29日法改正により、日本脳炎予防接種(第3期)が廃止。 ・プチ健診を1歳児を対象に、麻しんワクチンの早期接種を促進する目的で、平成18年4月から実施。 ・麻しん、風しんの接種が平成18年4月と同年6月2日の法令等の改正で接種時期(1期：1歳から2歳未満、2期：小学校就学前1年間の2回とする)と内容(MR接種が原則だが麻しん、風しん単抗原ワクチンも可)が変わる。 ・BCGが平成19年4月予防接種法に変更。 ・平成20年4月1日の予防接種法施行令等の改正により、平成24年度までの時限措置として、MR第3期(中学1年生相当の年齢)と第4期(高校3年生相当の年齢)の接種が始まる。また、予防接種管理システムの稼働に伴い、20年4月接種分からの接種台帳の電子化及び未接種者(麻しん風しん)に対する個別接種勧奨を開始する。 				
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (社) 荒川区医師会に委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	141,804	148,066	155,441	156,264	185,970	200,882	179,288	
決算額(20年度は見込み)	137,563	146,510	153,554	136,730	129,016	151,496	179,288	
人件費				9,527	9,872	9,882		
【事務分担量】(%)				125	130	130		
合計(+)	137,563	146,510	153,554	146,257	138,888	161,378	179,288	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	12,141	11,875	12,722	11,697	11,728	12,609	15,139	
一般財源	125,422	134,635	140,832	134,560	127,160	148,769	164,149	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	三種混合	5,682	5,780	6,057	6,022	5,927	6,916	6,162
	急性灰白髄炎	2,732	2,772	2,678	2,960	2,587	2,776	2,748
	麻しん	1,556	1,568	1,512	1,534	6	20	5
	風しん	1,509	1,485	1,548	2,596	128	17	76
	麻しん風しん混合					2,889	3,614	5,414
	日本脳炎	4,680	5,000	4,934	1,122	6	123	180
	二種混合	556	609	632	559	616	769	759
	インフルエンザ	10,710	13,327	15,061	18,977	17,159	20,213	19,029
	プチ健診					1,097	1,207	1,095

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需要 役務費 委託料 負担金補	予防接種問診票等		811	予防接種問診票等	785	予防接種問診票等	1,083
	通知用郵便料		826	通知用郵便料	502	通知用郵便料	673
	予防接種委託料		127,379	予防接種委託料	149,753	予防接種委託料	177,532
	麻しん予防接種費用			麻しん予防接種費用	456		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	麻しん接種率	84.7	90.9	94.7	95	95%	1歳6ヶ月児健診時アンケートに

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	感染症の発生を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	結核予防接種	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	乳児健康診査・予防接種（26-20-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	27年度	根拠法令等	予防接種法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病、重症化を予防する				
対象者等	4ヶ月児健康診査対象者及び6ヶ月未満のBCG未接種者				
内容	保健所にて月3回、4ヶ月児健康診査時に実施。予防接種についての集団指導と、接種不可の時の個別相談を実施している。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から事業名「定期健康診断・予防接種」を「乳児健康診査・予防接種」に変更。 ・平成17年度から、結核予防法改正により、事業対象者が「4ヶ月児健康診査対象者及び4歳未満のBCG未接種者」から「6ヶ月未満の予防接種未接種者」に変更になった。また、ツベルクリン反応検査が廃止され、生後6ヶ月未満の乳児に対し直接BCG接種を行うことになった。これに伴い延べ2日の健診が1日に短縮されたので、健診機会を月2回から月3回に増やした。 ・平成19年度から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられた。 				
必要性	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病や重症化を予防するために、BCG予防接種の必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	4,717	4,674	6,357	4,051	4,047	4,081	6,968	
決算額（20年度は見込み）	4,266	5,827	5,812	3,903	3,779	3,835	6,968	
人件費				1,769	1,708	1,708		
【事務分担当】（%）				35	20	20		
合計（+）	4,266	5,827	5,812	5,672	5,487	5,543	6,968	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,266	5,827	5,812	5,672	5,487	5,543	6,968	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
ツベルクリン反応	1,506	1,439	1,417	0	0	0	0	
BCG接種	1,495	1,404	1,386	1,367	1,372	1,479	1,412	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般賃金	医師・看護師	2,570	医師・看護師	2,537	医師・看護師
一般需要	B C G ワクチン等	1,209	B C G ワクチン等	1,299	B C G ワクチン等	4,142	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	B C G 接種率	96.3%	98.2%	98.0%	98.5%	100%	接種者数 / 対象者数

（問題点・課題分析）	生後6ヶ月までに確実に接種する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
4ヶ月健診未受診者への接種勧奨	B C G 接種率の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	乳幼児の結核の発病や重症化を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	健康手帳交付費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	健康手帳交付費(26-36-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠法令等	健康増進法第19条の2
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	健康診査の記録、日常生活における健康の保持等のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付する。				
対象者等	特定健診・健康相談・健康教育等を受けた40歳以上の者のうち、健康手帳の交付を希望する者。				
内容	<p>特定健診等の健診受診者や、健康教育・健康相談等を受けた者のうち、40歳以上の者で希望する者に交付する（40歳以下の者にはイベント等で配布）。</p> <p>手帳の内容及び利用は次のようなものである。</p> <p>生活習慣病予防や健康づくりに関する保健情報を提供し、区民の健康増進に役立てる。</p> <p>各種健康診査の結果や血圧測定等の結果を記録し、個々の健康管理に役立てるとともに、生活習慣病予防のために活用する。</p> <p>医療の記録に係るページの各欄は、保険医療機関、保険薬局、介護保険施設等において記載する。</p> <p>なお、平成15年度作成分より「荒川区健康づくり宣言書」を、平成17年度作成分より「荒川区生涯健康都市宣言」を刷り込むこととした。</p>				
経過	<p>1 区民の生活習慣改善及び病気予防に役立てることを目的に、最新の保健医療情報を盛り込む等の改訂を行うなど、区の創意工夫を生かして作成してきている。</p> <p>2 国の通知にもとづき、医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページは、国の定める様式による。</p> <p>3 平成14年10月、老人医療制度の一部改正に伴い、同年10月1日から老人医療の対象者が70歳以上から75歳以上に引き上げられた（健康手帳の配付対象者も同様）。</p> <p>4 平成20年度より健康増進法に基づく事業に移行。</p>				
必要性	区民が自らの健康管理を行うとともに適切な医療の確保を可能にするよう、健康増進法に基づき、全国一律に実施している事業であり、本区においても実施する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 健康診査、健康相談及び健康教育等の参加者のうち40歳以上で希望する者に交付する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	850	1,015	595	543	543	543	696	
決算額（20年度は見込み）	666	678	398	357	54	353	696	
人件費				431	0	427		
【事務分担当】（%）				5	0	5		
合計（+）	666	678	398	788	54	780	696	
国（特定財源）	111	114	90	88	87	120	140	
都（特定財源）	173	115	85	109	5	120	140	
その他（特定財源）								
一般財源	382	449	223	591	-38	540	416	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	65歳以上交付者数	1,598	1,453	510	562	286	1,177	
	40～64歳交付者数	3,334	2,799	2,104	2,744	2,732	2,269	
	交付者数							4,200

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用	手帳カバー	54	手帳印刷	353	手帳印刷ほか	696

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	手帳交付者数	3,306	3,018	3,446	4,200		
標							

（問題点・課題）	<p>特定健診への移行に伴い、健診はすべて外部委託になったため、健康手帳の内容・配布方法・活用方法について、特定保健指導の中での活用など、新たに検討する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
健康教育時等で健康手帳の利用方法（記録欄の活用等）を周知する。	健康手帳を効果的に活用してもらうことで、区民一人ひとりの健康管理能力を高めることができる。
手帳の内容について精査し改訂する。	常に最新の保健医療情報を入手することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	健康増進法に基づく事業であり、必要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	栄養相談活動	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	新村真由美	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	栄養教室（26-40-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	老人保健法第14条、第20条、健康増進法第17条、第18条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	健康づくりの基本である栄養・運動・休養などの生活習慣を日常生活の中で正しく実践できるように、栄養を中心に健康についての知識や具体的な方法を示し、各人の行動変容を支援する。				
対象者等	健康づくりのために食生活改善を希望する区内在住在勤者（家族を含む）				
内容	食生活改善を希望する区民とその家族に対し、個別に栄養相談を行い具体的に支援し栄養改善を図る。栄養講習会（どこでも健康教室）として区民からの依頼により講習会を開催し食生活改善を図る。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年度：誕生日健診開始と同時にフォロー事業として実施 ・平成13年度：栄養教室を病態別教室と高齢者別に分けて実施 ・平成15年度：誕生日健診フォロー事業と栄養相談に組み替えて実施 ・平成15年度：病態別教室は健康教室に組み替えて実施 ・平成18年度：健康教室は地域ぐるみ健康づくり推進事業の子育て支援サポーター養成講座として実施 また高齢者対象については高齢者福祉課と連携して低栄養予防教室、低栄養予防講演会を実施 				
必要性	栄養＝「食」は、区民の健康づくりを推進する上で重要なファクターであり、健康づくり推進のため栄養相談支援活動はますます必要になる。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 栄養相談：予約制による。 栄養講習会：区民の希望により場所、日時、内容を決め実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	661	324	283	298	155	182	155	
決算額（20年度は見込み）	644	297	276	293	116	167	155	
人件費				2,413	0	1,281		
【事務分担量】（%）				28	0	15		
合計（+）	644	297	276	2,706	116	1,448	155	
国（特定財源）	331	220	330	127	0	160		
都（特定財源）	331	225	330	105	0	160		
その他（特定財源）								
一般財源	-18	-148	-384	2,474	116	1,128	155	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
栄養相談回数		36	39	39	40	41	48	
栄養相談人数		279	270	229	300	270	336	
生活習慣病予防教室回数	118	10	10	12				
生活習慣病予防教室参加人数	3,739	154	177	232				
住民からの依頼による講習会回数		36	51	49	49	33	35	
住民からの依頼による講習会参加人数		532	692	924	924	946	950	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品		155	消耗品	167	消耗品

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	依頼による栄養講習会参加者数	924	924	946	950	1,000	

（指標分）	平成20年度から医療保険者に特定健診、保健指導が開始され、働き盛り世代を対象とする健診にメタボ対策（食事改善、運動不足）が導入されるなど栄養相談の重要性は増している。また、高齢者対策として後期高齢者医療健診も行われ低栄養予防を目的とした食生活改善支援についても需要増大が見込まれるため、適切に対応する必要がある。						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 区により取組は異なる。						

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
働き盛り世代の早世予防と子育て支援を組み合わせた事業をテーマ、PRを工夫して継続して実施する。	働き盛り世代の早世予防と育児支援が期待できる。
高齢者に対する低栄養予防教室、低栄養予防講演会を継続して高齢者福祉課、地域包括支援センターと連携して実施する。	高齢者の身近にある包括支援センターでの実施により、継続的なフォローができるため食生活の改善が期待できる。
適正な食生活についての普及啓発を図るため、地域に出向いての講習会を拡充実施する。	身近な場所、要望に即したテーマの講習会を行うことにより区民の適正な食生活の改善が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民を対象とする栄養相談活動により食の健康づくりを推進するため重要な事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	健診フォロー事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野 孝
		担当者名	田中 匠	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	健診フォロー事業費(26-44-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	老人保健法第12、14、15条
終期設定	有	無	19年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	基本健診及び誕生日健診を受診後、健診結果をもとに事後指導を実施することにより、生活習慣病の発症や進行を予防するとともに、健康的な生活習慣の実践により、区民の自主的な健康管理と健康増進を図る。				
対象者等	基本健康診査受診者（生活習慣改善指導推進事業）と誕生日健診受診者				
内容	<p>1 誕生日健診後のフォロー：受診者に健診結果を取りにきていただき、その際同時に、医師、保健師、栄養士による生活習慣改善指導を実施する。必要に応じて医療機関の紹介も行う。</p> <p>2 健康相談：所外相談、所内相談を行う。</p> <p>3 栄養相談：生活習慣病等に関する食生活の相談を実施する。</p> <p>4 生活習慣改善指導推進事業：基本健診（医師会委託）の結果、高血圧、高脂血症、糖尿病のいずれかで、「要指導」と判定された者を対象に、約6ヶ月間にわたり医療機関において、生活習慣改善のための個別指導を実施する。喫煙については、禁煙の意向のある者を対象に、約3か月個別指導を実施する。</p> <p>5 健康づくり調査(15年度)：中年層の早世や疾病による障害・生活の質に影響を与える危険因子の分析・説明を図るとともに、調査により判明した情報の還元・健康情報の提供をすることにより健康づくりの動機づけを行い、区民の健康寿命の延伸に寄与するために東京都立大学と共同で実施。 回答数/送付数： 4,603/10,000(46%) 再調査等：毎年死亡追跡、20年度に再調査</p>				
経過	<p>1 誕生日健診後のフォロー：昭和59年度より実施</p> <p>2 骨粗しょう症健診フォロー：平成7年度より実施。平成15年度からは健診当日に個別に結果説明と生活習慣改善指導を行う。</p> <p>3 栄養相談：平成3年度より実施</p> <p>4 基本健診フォロー講座：平成11年度より実施。平成15年度から健康教室に統合。</p> <p>5 生活習慣改善指導推進事業：平成13年度より実施</p> <p>6 平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導に移行する。</p>				
必要性	基本健康診査と誕生日健診が一本化され特定健診へと移行になったことに伴い、特定保健指導という形で区民の健康増進に努めていくため、区が実施する必要性がない。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>1 誕生日健診後のフォロー：年間41回</p> <p>2 栄養相談：相談日を設けて予約制で実施（36回）</p> <p>3 生活習慣改善指導推進事業 医師会に委託して実施（都補助事業）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	4,484	8,017	2,530	2,479	2,792	2,805		
決算額（20年度は見込み）	2,066	5,251	2,050	1,978	2,077	2,167		
人件費				5,668	10,060	7,930		
【事務分担量】（%）				73	125	100		
合計（+）	2,066	5,251	2,050	7,646	12,137	10,097	0	
国（特定財源）	779	772	641	729	726	902		
都（特定財源）	628	612	749	699	726	1,045		
その他（特定財源）								
一般財源	659	3,867	660	6,218	10,685	8,150	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	誕生日健診フォロー参加者	892	1,182	1,319	1,234	1,287	1,380	
	生活習慣改善指導事業参加者	5	0	6	2	0	0	
	（骨粗しょう症フォロー参加者）	239	116	118				
	（基本健診フォロー講座）	78						

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	医師等雇上げ	1,903	医師等雇上げ	1,990		
	報償費	連携会議委員謝礼	0	連携会議委員謝礼	0		
	一般需用	教材費	108	教材費	105		
	役務費	結果郵送料	66	結果郵送料	68		
	委託料	生活習慣改善指導委託	0	生活習慣改善指導委託	0		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	誕生日健診フォロー参加率	57.3%	58.1%	61.0%	/		
	（参考）同参加者数	1,234	1,287	1,346	/		
	（参考）誕生日健診受診者数	2,154	2,217	2,208	/		

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区） 生活習慣改善指導推進事業（都単事業）は、16年度16区が実施

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	見直し	平成20年度より特定保健指導に変更になったことに伴い廃止する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	無保険者の健康診査	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	無保険者の健康診査				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	健康増進法第19条の2
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	糖尿病等の生活習慣病のリスクを早期に発見して、生活習慣改善のための保健指導や早期治療に結びつけることにより、区民の健康保持と生活習慣病予防に資することを目的とする。				
対象者等	40歳以上の区民のうち、生活保護受給者など、健康保険に加入していない区民。				
内容	<p>【健康診査】</p> <p>1 実施方法 荒川区医師会に委託して実施。</p> <p>2 実施時期 7～10月（特定健診等と同時実施）</p> <p>3 検査項目 基本項目；身体測定、血圧測定、血液検査（肝機能、血糖、脂質）、尿検査 選択項目；胸部エックス線、心電図、貧血検査、眼底検査、眼圧検査</p> <p>4 周知方法 対象者（40歳以上の生保受給者）に受診券を郵送する。</p> <p>【保健指導】</p> <p>1 実施方法 民間の保健指導事業者に委託して実施する。</p> <p>2 実施時期 9月～</p> <p>3 実施内容 特定保健指導に準じて、健診受診者の階層化を行い、それぞれ動機付け支援、積極的支援を行う。</p> <p>4 周知方法 階層化の結果、保健指導の対象となった者には、保健指導利用券等を郵送し、利用を勧奨する。</p>				
経過	老人保健法に基づく基本健康診査として、昭和58年度より実施。 平成20年度の医療制度改革により、無保険者を対象とした健診については、健康増進法に位置づけられた。 また、平成20年度より、特定保健指導に準じた保健指導を実施する。				
必要性	健康増進法により、区市町村が行うよう努める健診として定められたものであるとともに、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 健診については荒川区医師会に、保健指導については民間の保健指導事業者に委託して実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							32,530	
決算額（20年度は見込み）							32,530	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	32,530	
国（特定財源）							4,902	
都（特定財源）							4,902	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	22,726	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	健診受診者数							1,100
	保健指導利用者数							124

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用					受診票等印刷	572
	役務費					受診券郵送	443
	委託料					医師会等委託料	31,515

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	健診受診率（40～74歳）				45%	55%	特定健診の指標に準じる
	健診受診率（75歳以上）				52%	65% (24年度)	後期高齢者健診の指標に準じる

（問題点・課題）	<p>メタボリックシンドローム該当者やその予備群を早期に発見して、早期治療や予防につなげていくため、健診受診率の向上を図る必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>区報、ホームページ、区主催等で行われるイベントなどをこれまで以上に活用し、健診実施の必要性や実施の方法など、対象者に対し、さまざまな情報提供を行う。また、受診率向上のため、保護課との連携を強化していく。</p>	<p>対象者が健診に対して関心を持つことにより、健診受診率が向上し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群が減少する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	重点的に推進	<p>区民の健康保持と生活習慣病予防を進めるための事業であり、優先度が高い。</p>

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	基本健康診査	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	基本健康診査(26-48-33-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	老人保健法第12、16条
終期設定	有	無	19年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	生活習慣病の早期発見を図るため、スクリーニングを実施する。また、健診結果説明時などに健康管理に対する正しい知識を普及することにより、壮年期からの健康について認識と自覚を高める。				
対象者等	区内在住の40歳以上の者。ただし、社保、共済組合等の被保険者本人及び誕生日健診の該当者を除く。				
内容	1 実施方法：荒川区医師会に委託し、医師会加入の区内の医療機関で実施。 2 実施時期：毎年8月～10月の3ヶ月間 3 対象者への通知：平成13年度から、受診勧奨のはがきを41歳以上の国保加入者全員と、前年度受診者のうち社保扶養・国保組合加入者に送付する。 4 周知：基本健診期間前及び期間中に区報、ホームページで周知する。 5 検査項目：問診、検尿、血液検査、胸部エックス線検査等。平成14年度からは、対象者に肝炎ウイルス検査も実施。 6 健診結果：健診後、実施医療機関において本人に対して結果受診票により知らせる。 7 健診後の指導：受診結果が要指導、要医療の者については、受診した医療機関において、必要に応じて指導を行う（医療が必要な場合は保険診療となる。）。なお、生活習慣改善指導推進事業（健診フォロー事業費）として、高血圧、高脂血症、糖尿病のいずれかで、「要指導」と判定された者を対象に、約6ヶ月間にわたり医療機関において、生活習慣改善のための個別指導を実施する。 8 健診データ集計：各医療機関から提出された受診票を点検後、情報システム課においてデータ入力を行っている。				
経過	昭和59年度より「荒川区老人保健法基本健康診査実施要領」を定めて実施。 平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診等に移行。				
必要性	老人保健法により区市町村の行うべき健診項目として定められたものであるとともに、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区医師会に委託し、医師会加入の区内医療機関で実施。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	492,303	501,027	485,367	489,576	496,200	478,404	
	決算額（20年度は見込み）	476,613	501,026	475,920	480,600	466,901	465,713	
	人件費				6,819	5,652	5,368	
	【事務分担当】（%）				137	95	70	
	合計（+）	476,613	501,026	475,920	487,419	472,553	471,081	0
	国（特定財源）	89,443	79,309	64,822	62,630	75,321	79,466	
	都（特定財源）	89,446	78,340	74,028	77,589	76,854	78,059	
その他（特定財源）								
一般財源	297,724	343,377	337,070	347,200	320,378	313,556	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	対象者人口	87,974	90,290	91,181	93,241	93,275	93,468	-
	受診者数	30,279	31,911	31,082	32,797	32,853	33,003	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	受診票整理アルバイト	126	受診票整理アルバイ	0		
	一般需用	受診票等印刷	1,237	受診票等印刷	699		
	役務費	通知ハガキ郵送	2,633	通知ハガキ郵送	2,562		
	委託料	健診委託料	462,905	健診委託料	462,453		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受診率	35.2%	35.2%	35.5%	-	-	
	（参考）受診者数	32,797	32,853	33,618	-	-	
	（参考）対象人口	93,241	93,275	94,618	-	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	見直し	平成20年度より特定健診制度に移行したことに伴い廃止する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	肝炎ウイルス検診		部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
			担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	肝炎ウイルス検診					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠	健康増進法第19条の2	
終期設定	有	無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]				
目的	肝炎ウイルスに感染している者を早期に発見して治療等につなげることを目的とする。					
対象者等	40歳以上の区民で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者					
内容	<p>1 実施方法 荒川区医師会に委託して実施。高齢者医療確保法に基づく特定健診等の受診者に実施する。</p> <p>2 実施時期 7～10月（特定健診等と同時実施）</p> <p>3 検査項目 C型肝炎ウイルス検査、B型肝炎ウイルス検査</p> <p>4 対象者 特定健診、後期高齢者健診、無保険者の健診を受診する者のうち、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者。</p> <p>5 周知方法 特定健診等の案内（個別通知）の中に、健診受診時に肝炎ウイルス検診を受けることができる旨記載して周知する。</p>					
経過	平成14年度より、国のC型肝炎等緊急総合対策の一環として、国の肝炎ウイルス検診等実施要領に基づき、老人保健法に基づく基本健康診査の中で実施。（荒川区では直営の誕生日健診と医師会委託の基本健診の中で実施） 平成20年度の医療制度改革により、健康増進法の事業として位置づけられる。					
必要性	肝炎ウイルスに感染している者を早期に発見して治療等につなげることを目的とする事業であり、必要性は高い。					
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区医師会に委託して実施する。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額							18,016
決算額（20年度は見込み）							18,016
人件費							
【事務分担量】（%）							
合計（+）	0	0	0	0	0	0	18,016
国（特定財源）							4,003
都（特定財源）							4,003
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	10,010
実績の推移	事項名						
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
肝炎ウイルス検診受診者数	5,666	4,747	3,884	3,778	4,435	4,625	5,000

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用					受診票等印刷	432
	役務費					お知らせ郵送	263
	委託料					医師会委託料	17,321

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	40歳以上に区民に対する実施率	17.3%	21.5%	25.6%			受診者累計数 / 40歳以上人口
標	【参考】年度ごとの受診者数	3,778	4,435	4,625	5,000		
	【参考】受診者数累計	18,075	22,510	27,135	32,135		

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・未受診者の把握と受診勧奨の方法を検討する必要がある。 ・特定健診など区が実施する健診の対象外となっている区民（社保加入者ほか）への検診実施方法を検討する必要がある。 ・保健予防課が実施する感染症対策としての肝炎ウイルス検診との役割分担を整理する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
医師会とも連携を図り、特定健診等実施医療機関に対して、積極的な未受診者の把握と検診の実施を働きかける。	特定健診等の対象者への肝炎ウイルス検診実施率の向上を図ることができる。
保健予防課とも連携し、特定健診等の対象者とならない140歳以上の区民への肝炎ウイルス検診実施体制を整備する。	特定健診などの区が実施する健診を受診する機会のない者への肝炎ウイルス検診実施率の向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	肝炎ウイルスに感染している者を早期発見し、治療につなげる重要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	誕生日健診	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野 孝
		担当者名	田中 匠	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	誕生日健診(26-48-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠法令等	老人保健法第12,16条
終期設定	有	無	19年度		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	生活習慣病の早期発見を図るため、スクリーニングを実施する。誕生日健診は、がん検診と同時に実施する。また、健診結果説明時などに健康管理に関する正しい知識を普及することにより、壮年期からの健康について認識と自覚を高める。				
対象者等	区内在住の40、45、50、55、60歳の節目年齢者				
内容	1 実施場所 がん予防・健康づくりセンター 2 通知方法 誕生日にあわせて、対象者に個別通知し、希望日を予約する。 3 診査内容 (1)基本診査 問診、尿検査、血液検査、胸部エックス線検査、血圧測定、診察、肝炎ウイルス検査（胸部エックス線検査は、肺がん検査と兼ねる） (2)選択検査 眼底検査、心電図 (3)その他 歯周疾患検診（40、50、60歳）、骨密度測定（女性）				
経過	1 昭和59年度より「荒川区老人保健法基本健康診査実施要領」を定めて実施。 2 平成7年度より歯科健診を加えた。 3 平成8年12月よりがん検診との同時実施とした。 4 平成14年4月より肝炎ウイルス検査を導入した（平成18年度まで）。 5 平成17年度より歯科健診の対象年齢を40、50、60歳とし、骨密度測定の対象を女性受診者全員とした。また、歯科健診の予算は「歯周疾患検診」に区分することとした。 6 平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診に移行する。				
必要性	平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診への移行に伴い、基本健康診査と誕生日健診は一本化された。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	19,355	20,238	19,740	15,767	16,468	15,963	/
	決算額（20年度は見込み）	18,426	19,492	17,164	12,737	13,174	15,364	/
	人件費	/	/	/	10,500	18,889	17,445	/
	【事務負担量】（%）	/	/	/	158	265	250	/
	合計（+）	18,426	19,492	17,164	23,237	32,063	32,809	0
	国（特定財源）		3,998		5,215	5,150	2,357	/
	都（特定財源）		3,983		4,732	5,255	2,762	/
	その他（特定財源）							/
	一般財源	18,426	11,511	17,164	13,290	21,658	27,690	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	受診対象者数	13,174	13,232	12,726	11,947	11,884	13,125	/
	受診者数	2,215	2,198	2,232	2,154	2,217	2,208	/

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤看護師	2,129	非常勤看護師	2,129		
	共済費	非常勤の社会保険料	258	非常勤の社会保険料	0		
	一般賃金	医師、検査技師雇上げ	5,850	医師、検査技師雇上げ	4,215		
	報償費	眼底写真読影謝礼	240	眼底写真読影謝礼	447		
	一般需用	検査材料等	2,196	検査材料等	761		
	委託料	血液検査委託等	1,842	血液検査委託等	4,244		
	備品購入	スパイロメーター	659				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受診率	18.0%	18.7%	16.8%	/	/	
	（参考）受診者数	2,154	2,217	2,208	/	/	
	（参考）対象人口	11,947	11,884	13,125	/	/	

（問題点・課題）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 6 区 未実施 区）</p> <p>基本健診は全区で行っているが、節目年齢を対象として別事業で実施しているのは7区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	見直し	平成20年度より特定健診制度に移行したことに伴い廃止する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	歯周疾患検診	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小室貴子	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	歯周疾患検診（26 - 48 - 70 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	健康増進法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	成人歯科保健対策として生活習慣病の一つである歯周疾患を予防し、区民の口腔の健康保持および歯の喪失を防ぐ。また、身近な地域のかかりつけ歯科医の定着を促進する。				
対象者等	当該年度に40・50・60・70歳を迎える区民 対象総数10,367人（平成20年度）				
内容	<p>1 実施場所 がん予防・健康づくりセンター（月2回）と区内歯科医療機関</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 勧奨通知 対象者にがん検診の通知をするとともに、歯周疾患検診受診勧奨通知を発送する（「歯周疾患受診券」を同封）。</p> <p>(2) 受診方法 対象者は歯周疾患検診を次のいずれかを選び受診する。 がん予防・健康づくりセンターで受診 受診希望者は指定日（歯周疾患実施日）の予約を行い、受診する。 受診当日は「受診券」を持参する。 歯科医療機関で受診 受診希望者は受診時に「受診券」を持参する。</p> <p>3 検診内容 問診（歯科保健行動、相談事項の把握） 口腔診査（現在歯、未処置歯、処置歯、喪失歯、補綴歯の有無） 歯周疾患診査（歯周ポケット測定 C P I、歯垢、歯石付着状況等） 個別相談指導（歯みがき指導、受診勧奨）</p>				
経過	平成7～16年度 がん予防・健康づくりセンターでの誕生日健診時に40・45歳を対象に成人歯科検診を実施した。 平成17～19年度 誕生日健診で歯周疾患事業として対象年齢を拡大（40・50・60歳へ）して実施、70歳の対象者は、区内歯科医療機関で委託して実施した。 平成20年度～ 実施は直営・委託併用方式とし、受診方法は区民の選択制とした。				
必要性	健康増進法に基づくものであり、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区（保健所）直営と、歯科医師会委託併用				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額				5,756	5,771	4,677	5,380	
決算額（20年度は見込み）				4,138	4,027	4,163	5,380	
人件費				2,015	1,904	1,927		
【事務分担量】（%）				27	59	59		
合計（+）	0	0	0	6,153	5,931	6,090	5,380	
国（特定財源）				1,169	1,147	1,109	1,537	
都（特定財源）				1,169	1,147	1,109	1,537	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	3,815	3,637	3,872	2,306	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	対象人口				9,221	9,443	9,316	10,367
	受診者（直営）				996	972	1,182	
	受診者（委託）				140	140	159	
	受診者（平成20年度～）							1,575

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	歯科医師・衛生士	2,912	歯科医師・衛生士	2,977	歯科医師・衛生士	1,820
	一般需要	検診器材・印刷費等	297	検診器材・印刷費等	231	検診器材・印刷費等	500
	役務費	通知はがき郵送料	118	通知はがき郵送料	107	通知はがき郵送料	0
	委託料	委託費	700	委託費	795	委託費	4,199

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	直営検診受診率（40・50・60歳）	14.4%	15.0%	16.5%		25.0%	受診者数/対象者数
	委託検診受診率（70歳）	6.1%	5.4%	7.5%		25.0%	受診者数/対象者数
	受診者率（平成20年度～）				15.0%	25.0%	受診者数/対象者数

（問題点・課題）	<p>1 平成19年度の歯周疾患検診結果によると口腔状態の健康な者は6.7%、要指導者は5.7%、う蝕や歯周疾患で受診が必要な者は77.3%と口腔状態を改善する必要がある者が非常に多い。</p> <p>2 委託検診の受診率が低い。</p> <p>3 検診の精度管理が必要である。</p> <p>4 歯周疾患は生活習慣病であり、生涯にわたり健康な口腔で過ごすために、早期からの検診や教育等の取り組みが必要である。</p>
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
受診率の向上を図るため、PRを積極的に行う。	検診の実施により口腔状態の改善を図る機会をつくり、区民の口腔保健の向上が期待できる。
歯科医師会と連携を図り、事業内容の向上を図り精度管理を徹底する。	精度の高い検診の実施により、受診者への的確な指導や治療ができる。
早期からの健康教育を実施する。	若年層からの知識の普及により、生涯にわたる口腔保健の向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	歯周疾患の予防と早期発見のための検診であり、重要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	受託健診	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野 孝
		担当者名	田中 匠	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	受託健診(26-50-20-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	労働安全衛生法第66条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	労働安全衛生法第66条に規定する定期健康診断の実施義務者等からの申し込みを受け、その従業員等に対する健康診断を実施する。 *平成17年4月 旧結核予防法改正により、一般企業事業者における健診実施義務は削除された。				
対象者等	区内小規模企業（従業員数50名未満）の従業員、障害者通所施設の通所者等				
内容	1 検査項目（労働安全衛生法に規定する定期健康診断） 身体測定（BMI）、視力、聴力検査、血圧測定、問診、腹囲測定、診察（聴打診）、胸部エックス線検査、尿検査、貧血検査、白血球数、血糖検査、肝機能検査、血中脂質検査、心電図検査 2 実施回数 年間29回（毎月2～3回）。申し込みは電話予約等。1回の予約人員は40名程度。 3 検査費用（使用料） 当日支払いとし、診断書料（手数料）は2～3週間後の診断書交付時に徴収する。				
経過	1 平成元年10月1月労働安全衛生法規則が改正され、検査項目に聴力検査、血液検査、心電図検査が導入された。 2 平成11年1月労働安全衛生法規則改正。糖尿病、高脂血症が増加する中で、生活習慣病の早期発見・早期予防のため、血糖検査、HDLコレステロール検査、BMI（肥満度）指数が導入された。 3 平成16年度より血液検査を民間検査機関に委託した。 4 平成20年度より、特定健診の検査項目に合わせ、腹囲測定、総コレステロール検査に変わりLDLコレステロール検査が導入された。				
必要性	区内小規模企業における健診については、旧結核予防法による健診実施義務が廃止されたことや、民間医療機関における健診体制が整備されたことに伴い、区が実施する意義が薄れている。今後は、障害者通所施設の通所者等、民間での実施が困難なケースに特化し、実施することが望ましい。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	3,377	5,568	5,083	4,769	5,008	5,338	5,840	
決算額（20年度は見込み）	2,988	4,925	3,962	3,802	3,877	4,744	5,840	
人件費				8,452	2,135	6,526		
【事務分担量】（%）				127	25	105		
合計（+）	2,988	4,925	3,962	12,254	6,012	11,270	5,840	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	5,612	6,107	5,630	5,103	4,495	5,840	8,411	
一般財源	-2,624	-1,182	-1,668	7,151	1,517	5,430	-2,571	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	受診者数	1,097	1,216	1,120	996	909	891	1,200
	事業所数	222	221	223	185	169	174	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般賃金	医師等雇上げ	3,265	医師等雇上げ	3,794	医師等雇上げ	3,930
	一般需用	検査材料	304	検査材料	171	検査材料	385
	委託料	血液検査	308	血液検査委託	403	血液検査委託	1,248

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	受診者数	1,120	996	891	1,200		
	受診率	1.56%	1.39%	1.24%	1.68%		
標							

（問題点・課題）	<p>事業者は、健診の結果、特に健康の保持に努める必要のある労働者に対し、医師、保健師等による保健指導を行うよう努めなければならないとされている（法66条5）。平成9年に、荒川区に地域産業保健センター（国から荒川区医師会に委託）が発足し、労働者50人未満の事業所を対象に産業保健サービスを行うことになった。今後、同センターと連携し保健指導を図っていく必要がある。</p> <p>また、民間医療機関での健診体制が整っていること、利用者が一部の事業所に限られていることなどから、事業自体の見直しを行う必要がある。</p>
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業所を対象とした健診制度の見直し	官民の役割分担の明確化により、行政としてより必要性の高い事業の推進を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	企業従業員の健診は民間医療機関で実施可能であるが、当面は現状を維持する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	がん検診	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	中嶋	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	がん検診費(26-52-81-01)				
事務事業の種類	新規事業	(20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	44～平成2	年度	
終期設定	有	無	年度	根拠法令等	健康増進法第19条の2及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（厚生労働省通知）
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	がんを早期に発見し、がん予防について正しい知識を広め、区民の健康づくりを目的とする。				
対象者等	がん検診対象者 胃がん : 35歳以上の区民 肺がん・大腸がん : 40歳以上の区民 子宮がん : 20歳以上の偶数年齢の区民（女性のみ） 乳がん : 40歳以上の偶数年齢の区民（女性のみ）				
内容	(1)検診事業：検診対象者に対し個別に検診の案内を送付する。八ガキ等で受診の申込受付を行う。 受診者に対し受診結果を通知する。要精検者には医療機関での精密検査の受診案内を行う。 (2)がん予防教室の実施 (3)がん集団検診、予防教育に関する調査・研究 (4)がん検診従事者の研修（細胞検査士・放射線技師・看護師等）				
経過	平成 2年10月15日 財団法人荒川区がん予防センター設立 平成12年 4月 1日 組織改正により保健衛生部庶務課から保健福祉部保健福祉計画課へ事務移管 平成18年 3月31日 財団法人荒川区がん予防センター廃止 平成18年 4月 1日 組織改正により健康部健康推進課の所管となる。				
必要性	日本人の死因の第一位であるがんの早期発見及び予防のため、がん検診やがん予防教育は必要不可欠である。また、がん検診を通じて区民の生活習慣の見直し等自分自身の意識や行動の変容につながり、自らが行なう健康づくりのきっかけとなるため必要性は高い。				
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 平成17年度まで財団法人荒川区がん予防センターに全て委託して実施。 平成18年度から区の事業として実施。下記のがん検診の一部を医師会に委託して実施。 医師会委託 胃がん検診...年17回医師会館で検診車での検診 子宮がん検診...指定医療機関での検診				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	145,148	183,759	189,778	197,212	326,181	248,637	246,263	
決算額（20年度は見込み）	142,641	174,287	187,364	188,831	273,417	214,486	246,263	
人件費				2,915	85,212	82,284		
【事務分担量】（%）				70	1,170	1,215		
合計（ + ）	142,641	174,287	187,364	191,746	358,629	296,770	246,263	
国（特定財源）								
都（特定財源）	4,798	5,519	4,346	1,646	36,416	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	137,843	168,768	183,018	190,100	322,213	296,770	246,263	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	がん検診受診者数	57,622	61,121	61,277	60,831	57,161	52,112	59,100
	要精検者数	3,720	3,307	3,070	2,671	3,052	2,990	
	精密検査受診者数	2,736	2,195	2,260	1,899	1,960	2,249	
	がん発見者数	62	66	54	43	81	43	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	非常勤職員報酬	16,370	非常勤職員報酬	17,454	非常勤職員報酬	6,981
	共済費	社会保険料	1,948	社会保険料	2,068	社会保険料	843
	一般賃金	看護師等	9,134	看護師等	10,417	看護師等	5,556
	報償費	精密検査結果報告書	2,940	精密検査結果報告書	3,374	精密検査結果報告書	5,003
	消耗品費	検診用消耗品	24,996	検診用消耗品	22,721	検診用消耗品	29,503
	印刷製本費	印刷製本（受診票等）	4,254	印刷製本（受診票等）	2,675	印刷製本（受診票等）	9,112
	役務費	郵送料（通信八ガキ）	14,295	郵送料（通信八ガキ）	14,690	郵送料（通信八ガキ）	16,321
	委託料	保守委託・検診委託	103,873	保守委託・検診委託	96,122	保守委託・検診委託	126,185
	賃借料	検診機器等	25,711	検診機器等	44,967	検診機器等	46,759
	備品購入費	検診機器等	69,893				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受診率（%）	17.3	18.9	18.8	20.0	25	受診者数 / 対象人口
	精密検査受診率（%）	71.1	64.2	75.2	76.0	80	精密検査受診数 / 要精検者数
	がん発見率（%）	0.07	0.14	0.08		-	がん発見者数 / 受診者数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検診希望者の増加に対応できるような検診システムを検討していく必要がある。 ・ 現在無料でがん検診を実施しているため、受益者負担について今後も検討していく必要がある。 ・ 要精検者と判定された区民が精密検査を受けないまま放置しないように、精密検査の受診率の向上を図る必要がある。
実施状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
土・日曜日も含めた検診回数を見直す。	受診率の向上が図れる。
受益者負担の導入を検討する。	がん検診費の財政負担の軽減が図れる。
要精検者に対してのフォローを積極的に行う。	精密検査受診率が向上し、がんの早期発見につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	がん予防とがんの早期発見により区民の健康づくりを推進するため優先度の高い事業である。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	骨粗しょう症予防事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	骨粗しょう症予防事業費(26-56-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	7年度	根拠	健康増進法第19条の2
終期設定	有	無	19年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	骨粗しょう症予防対策として、骨密度測定と結果説明を行い、生活改善による骨粗しょう症の予防、早期発見・治療に結びつける。				
対象者等	1 誕生日健診で40・45・50・55・60歳の女性を対象に実施（年間41回） 17年度より拡大 2 その他の年齢は健康関連イベントにおいて実施				
内容	誕生日健診受診の際、超音波法による骨密度測定を行い、健診結果説明の際、骨密度測定の結果説明と生活習慣改善指導を行う。				
経過	<p>1 事業の経緯</p> <p>(1)平成7年度に東京都が補助事業を開始。 40歳以上の節目年齢者を対象とした事業 30歳以上の女性を対象とした「女性の健康づくり事業」（国の補助事業）</p> <p>(2)平成8年1月に荒川区で本事業を開始。 誕生日健診（40・45歳、年41回）、公募健診（月1回）、婦人科検診と同時実施（月1回）</p> <p>(3)平成9年度をもって「女性の健康づくり事業」が廃止。</p> <p>(4)平成15年度から、都任意事業「骨粗しょう症予防対策事業」の見直しに伴い、健診の対象年齢及び補助基準単価の変更と、事後指導に係る補助金の廃止が導入される。</p> <p>(5)平成17年度から都「骨粗しょう症予防対策事業」の補助金が廃止になった。</p> <p>2 事業の変更</p> <p>(1)平成13年度から誕生日健診時の骨密度測定対象者に50歳の者を加え、40、45、50歳に変更する。また、区民の利便に資するため、年2回土曜・日曜健診を実施する。</p> <p>(2)平成15年度から、健診機会を生活習慣の改善への契機とするため、健診当日に結果返しと個別指導を行う。</p> <p>(3)平成15年度から、婦人科がん検診と同時に実施していた分（月1回）を、事業の整理の観点から中止する。また、女性の骨密度は更年期以降急激に低下し、高齢期での改善は困難であり、転倒予防に重点を置くことが適切であるため、71歳以上の女性は対象外とした。</p> <p>(4)平成17年度から、若年からの骨粗しょう症予防に重点を置き、事業全体の見直しを行った。これにより、健康づくりのイベント時の健診を充実し、誕生日健診時の骨密度測定の対象に55、60歳を加えたとともに、毎月行っていた公募健診（土曜・日曜健診を含む）を廃止した。</p> <p>(5)平成20年度の法改正をもって誕生日健診が廃止になったことに伴い骨密度検診も廃止となったため、今後はイベント等の機会に骨密度測定を実施する。</p>				
必要性	老人保健法により区市町村の行うべき健診項目として定められたものであり、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	1 誕生日健診においては、常勤職員及び臨時職員の検査技師が検査を行っている。 2 健康関連イベントにおいては、常勤職員の検査技師が検査を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	945	617	690	4,297	591	591		
決算額（20年度は見込み）	864	616	624	2,459	512	506		
人件費				862	0			
【事務分担当】（%）								
合計（+）	864	616	624	3,321	512	506	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	99	15	0					
その他（特定財源）								
一般財源	765	601	624	3,321	512	506	0	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
誕生日健診時の受診者	747	771	802	1,389	1,362	1,396		
公募等による受診者	1,017	597	468					
イベント等での受診者				314	0	0		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般賃金	検査技師雇上げ	447	検査技師雇上げ	447	事業廃止	0
	一般需用	事務用品、修繕費等	65	事務用品、修繕費等	60		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受診率	23.2%	24.3%	22.4%			受診者/誕生日健診対象者（女性）
	（参考）受診者数	1,389	1,362	1,396			
	（参考）誕生日健診受診対象女性数	5,996	5,613	6,234			
	イベント等での受診者数	314	0				

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	見直し	誕生日健診が廃止になったことに伴い、同健診と同時実施していた本事業を廃止する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	母親学級・両親学級	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	母親学級・両親学級（26 - 60 - 33 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児についての知識と技術の習得を図る。 ・地域で孤立せず、安心して子育てができるよう、グループワークで参加者同士の交流を深め、自主グループ育成を図る。 ・両親学級では、家族の育児問題解決能力、夫婦の役割や協同意識の向上を図る。 				
対象者等	妊婦及びその家族				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母親学級...毎月1回・4日間コース。妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得し、母親としての自覚を持てるようなプログラムを実施している。また、受講翌月、6ヵ月に集まる会を開催し、グループづくりを支援し、母子の孤立化防止に向けて働きかけている。 ・両親学級...月1回・半日コース。コーチング指導員や心理相談員による親の役割や夫婦の協力についての講話、沐浴、妊婦体験ジャケット着用を通して学習するプログラムを実施している。子を迎える夫婦の育児能力の向上と協力に向けて働きかけている。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年4月1日より、尾久保健相談所廃止のため、母親学級12回、両親学級8回を保健所で実施している。同時に子育て支援強化の観点から、講師を変更した（産科医と歯科医を廃止し臨床心理士を導入）。 ・平成14年4月より毎月の母親学級3回目を両親学級の内容に合わせ、休日の両親学級を6回にした。 ・平成17年4月より禁煙サポート事業との連携を図り、1日目に禁煙をテーマに含めた。 ・平成18年4月より母親学級を4日制とした。 ・平成19年4月より両親学級年6回から月1回（年12回）開催している。 				
必要性	妊娠中の健康管理・分娩に関する知識の習得や、交流によるグループづくり、父親の育児参加は、出産後の子育て支援につながり、母親学級・両親学級の役割は大きく必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	483	460	474	470	470	1,110	982	
決算額（20年度は見込み）	482	436	470	463	439	1,035	982	
人件費				7,080	7,648	8,881		
【事務分担量】（%）				93	109	109		
合計（+）	482	436	470	7,543	8,087	9,916	982	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	482	436	470	7,543	8,087	9,916	982	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
母親学級回数	36	36	36	36	48	48	48	
母親学級参加延人数	851	861	861	734	1,009	1,047	1,200	
両親学級回数	6	6	6	6	7	12	12	
両親学級参加延人数	336	336	339	270	357	607	600	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	265	講師謝礼	631	講師謝礼	654
	一般需要	調理材料費テキスト代	174	調理材料費テキスト代	219	調理材料費テキスト代	245
	備品購入			妊婦体験ジャケット等	184	妊婦体験ジャケット等	83

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	母親学級参加延人数	734	1,009	1,047	1,200	1,200	
	両親学級参加延人数	270	357	607	600	600	
	母親学級友達できた回答		88.0%	84.3%	100.0%	100.0%	最終日アンケートより

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・母親学級をできる限り安全に受講できるようにする必要がある。 ・参加を契機としたグループづくりを促進する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
募集時に対象の妊娠週数を明示する。	出産日の近い人たちが同じ時に受けられ、妊婦が安全に受講できるようになる。また、同時期に出産、育児をすることになる妊婦が集まることでグループ化の促進環境が整う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	妊娠・出産・育児を安心して行うことができる環境を作るため欠かせない事業であり、優先度は高い。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	妊産婦健康診査	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	妊産婦健康診査（26-60-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠法令等	母子保健法第13条、荒川区妊婦健康診査実施要綱等
終期設定	有	無	年度	計画区分	計画 非計画
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法第13条の規定により、妊婦の健康診査を実施し、その健康管理に努める。 ・流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の障害予防をする。 ・経済的理由により保健指導を受け難い妊産婦に対して必要な保健指導を受けられる機会を与える。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に妊娠届出をした妊婦で、現在区内に居住する者 ・他区で母子手帳の交付を受け、現在区内に居住する妊婦で申出のあった者 ・生活保護法による被保護世帯、又は区民税非課税世帯で現在区内に居住する者 				
内容	<p>妊婦健康診査受診に係る費用を一部助成する。（14回、満35歳以上の方は超音波検査1回含む）</p> <p>【受診票による妊婦健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査受診票（1回目～14回目）は、母子手帳交付時に併せて交付する。（東京都内の協力医療機関において受診可能） ・毎月委託医療機関から医師会を経由して、東京都国民健康保険団体連合会から委託料の請求があり、請求に基づき支払をする。委託単価については、東京都・特別区・市・町村・東京都医師会の連絡協議会により決定する。 <p>【里帰り出産等妊婦健康診査の費用助成、経過措置助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都外の実家等で出産するために、都外の医療機関で妊婦健康診査を受診した方に対して助成を行う。 ・助産所で妊婦健康診査を受診した方に対して助成を行う。（平成20年7月1日から受付開始） ・平成20年3月31日以前に母子手帳の交付を受け、受診票の追加交付を受ける前に自費で妊婦健康診査を受診した者に対して、助成を行う。（平成21年3月31日終了予定） <p>【保健指導票による費用助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導票は、生活保護受給証明書又は非課税証明書の書類とともに申請を受理し交付する。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査等審査支払事務について、東京都及び各区で母子保健交換会を開催して書類の交換がおこなわれていたが、平成9年4月健診分から東京都国民健康保険団体連合会に委託している。 ・平成15年度に、乳児健診時に実施していた産婦検診は廃止している（胸部X線、検尿、血圧等）。なお、生保及び非課税世帯には保健指導票による指定医療機関での検診を行っている。 ・平成20年度より、公費負担を2回から14回に拡大。里帰り出産妊婦健康診査費用の助成及び妊婦健康診査の経過措置助成（平成20年3月31日終了予定）を開始。 				
必要性	妊産婦経過、合併症等について観察し、流・早産、妊娠高血圧症候群等を予防するため、健診の必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・受診票による妊婦健診及び超音波健診、保健指導等については、健診を都医師会、支払事務を東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	22,035	21,968	21,391	21,662	23,085	25,207	112,433	
決算額（20年度は見込み）	22,031	21,961	21,380	21,612	23,084	25,189	112,433	
人件費				2,155	854	1,281		
【事務分担量】（%）				25	10	15		
合計（+）	22,031	21,961	21,380	23,767	23,938	26,470	112,433	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	22,031	21,961	21,380	23,767	23,938	26,470	112,433	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	受診者数1回目	1,443	1,416	1,375	1,410	1,504	1,668	1,565
	受診者数2回目以降(延べ人数)	1,298	1,305	1,240	1,245	1,337	1,466	18,257
	保健指導	36	59	123	69	139	115	123
	超音波検査	182	231	247	259	276	286	247
	妊産婦健診助成金							5,516

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	印刷製本費	6	印刷製本費	0	消耗品費、印刷製本	119
	委託料	妊産婦健診委託料	23,078	妊産婦健診委託料	25,189	妊産婦健診委託料	106,798
	負担金補					妊産婦健診助成金	5,516

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	受診率（1回目）	89.4%	89.7%	94.1%	95.0%	95.0%	受診者数 / 対象者数
	受診率（2回目）以降	78.9%	79.7%	82.7%	85.0%	85.0%	受診者数 / 対象者数

（指標） 課題分	特段の問題点、課題はない。
（状況） 実施の実	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
問題点・課題	改善策
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	流・早産、妊娠高血圧症候群等を予防し、健康な妊娠、出産を迎えるため欠かせない事業であるとともに、少子化対策の観点からも優先度は高い。

（状況） 議会 要旨 問状	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	乳幼児健診（4ヶ月児）	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	乳幼児健診（4ヶ月）（26-64-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠法令等	母子保健法第13条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	生後4ヶ月の乳児に対し、健康診査を行い、疾病又は、異常の早期発見に努めるとともに、親の育児困難の把握、親への子育て支援により乳児の健全な育成を図る。				
対象者等	生後4ヶ月の乳児（個別通知）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測、診察（身体発育状況、疾患、先天性疾患、股関節脱臼の有無、栄養状況等）、育児不安・困難等のサインを早期に発見し、支援していくための個別相談を行っている。 ・BCG予防接種を同時に実施している。 ・次世代育成支援行動計画事業の一事業として、同じ月齢の児を持つ母親に交流の場を提供し、心理専門職によるグループワーク、相談等ができる「おしゃべりルーム」を併設して育児支援する。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年4月から、結核予防法改正によりツベルクリン反応検査が廃止され、直接BCG接種を行うことになった。これに伴い、延べ2日間の健診を1日で行うことになったため、月2回の健診を3回に変更した。 ・平成17年度より「おしゃべりルーム」を併設。 				
必要性	疾病や異常の早期発見、育児困難者等を把握し、子育て支援及び児童虐待予防に資するため、健診の必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	2,097	4,141	2,845	2,960	3,280	3,291	3,405
	決算額（20年度は見込み）	2,050	2,684	2,714	2,724	3,186	3,172	3,045
	人件費				13,603	15,900	15,189	
	【事務分担当】（%）				194	215	185	
	合計（+）	2,050	2,684	2,714	16,327	19,086	18,361	3,045
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	2,050	2,684	2,714	16,327	19,086	18,361	3,045	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	受診者数	1,444	1,380	1,363	1,391	1,397	1,487	1,383

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般賃金	医師・看護師	2,929	医師・看護師	2,846	医師・看護師	2,934	
一般需要	健診用消耗品	131	健診用消耗品	196	健診用消耗品	332	
役務費	健診通知用	101	健診通知用	104	健診通知用	113	
使用料賃	ベビーテーブルリース料	25	ベビーテーブルリース料	26	ベビーテーブルリース料	26	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受診率	98.0%	99.1%	98.6%	98.4%	100.0%	受診者数 / 対象者数

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	育児不安の解消や乳児の健全な育成のため欠かせない事業であり、優先度は高い。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	乳幼児健診（1歳6ヶ月児）	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	乳幼児健診（1歳6ヶ月）（26-64-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	52年度	根拠法令等	母子保健法第12条、厚生省児童家庭局通知
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	幼児初期の身体発達、精神発達の面で、歩行や言語等発達が著しい1歳6ヶ月の時期に健康診査を実施し、育児支援を図る。				
対象者等	1歳6ヶ月に達した幼児（個別通知）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体重・身長測定、身体の発達、栄養状況、身体の疾患、行動発達、言語発達の状況等異常の有無、予防接種の実施状況、その他育児上問題となる事項（生活習慣確立・社会性の発達・しつけ・食事）、歯科健診。 ・ 歯科、栄養、育児についての集団指導及び個別相談を通しての育児支援。 ・ 保健所にて月2回実施。 				
経過	平成14年度より年24回の実施のうち4回を休日に実施する。				
必要性	幼児期は、精神・情緒及び運動機能が著しく発達し、育児環境が幼児の発達に影響する可能性がある。この時期は疾病の予防だけではなく事故防止や精神・情緒の健全な発達のため、健診を行う必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	4,317	4,797	4,794	4,774	4,978	4,962
	決算額（20年度は見込み）	4,155	4,285	4,706	4,725	4,878	4,921	5,012
	人件費				14,637	18,946	18,080	
	【事務分担当】（%）				206	273	236	
	合計（+）	4,155	4,285	4,706	19,362	23,824	23,001	5,012
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,155	4,285	4,706	19,362	23,824	23,001	5,012
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	受診者数	1,307	1,242	1,256	1,327	1,255	1,340	1,294

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般賃金	医師・歯科医師等	4,668	医師・歯科医師等	4,701	医師・歯科医師等	4,712	
一般需要	健診用消耗品	105	健診用消耗品	111	健診用消耗品	187	
役員費	健診通知用	105	健診通知用	109	健診通知用	113	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受診率	89.6%	89.9%	93.4%	89.7%	100.0%	受診者数 / 対象者数

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべて直営しているのは当区を除き5区（品川・千代田・大田・中野・豊島） ・歯科健診のみ直営で、内科健診は医師会に委託している区が多い。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	幼児の健全な育成のため重要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	乳幼児健診（3歳児）	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	乳幼児健診（3歳児）（26-64-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	36年度	根拠法令等	母子保健法第12条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	身体面及び精神発達面の健康診査を実施し、適切な育児支援並びに受診勧奨等により、幼児の健全な育成を図る。視力・聴覚検査を実施し、異常の早期発見、早期治療を図る。				
対象者等	3歳に達した幼児（個別通知）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体重・身長測定、身体発達、栄養状況、身体疾患、行動発達、言語発達の状況等異常の有無、歯科健診、視力・聴覚検査、個別相談による育児支援。 ・ 保健所にて月2回実施。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成13年度に試行による休日健診を1回実施した。 ・ 平成14年度より年24回のうち4回を休日に実施する。 				
必要性	乳児・1歳6ヶ月健診までに発見できなかった軽度・境界領域の発達の遅れ、視聴覚異常等を発見し適切な指導を行うとともに、育児支援の場としても重要であるため、健診の必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	5,350	6,015	5,088	5,075	5,186	5,177
	決算額（20年度は見込み）	4,938	5,803	5,024	5,075	4,991	5,031	4,930
	人件費				13,775	18,899	17,836	
	【事務分担当】（%）				196	271	226	
	合計（+）	4,938	5,803	5,024	18,850	23,890	22,867	4,930
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,938	5,803	5,024	18,850	23,890	22,867	4,930
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	受診者数	1,249	1,226	1,205	1,266	1,240	1,281	1,240

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	医師・歯科医師等	4,773	医師・歯科医師等	4,773	医師・歯科医師等	4,930
	一般需要	健診用消耗品等	105	健診用消耗品等	107	健診用消耗品等	168
	役務費	健診通知用	113	健診通知用	113	健診通知用	113

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	受診率	86.1%	85.7%	86.8%	85.7%	100.0%	受診者数 / 対象者数

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	幼児の健全な育成のため重要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	乳幼児健診（6・9ヶ月児）	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	乳幼児健診（6・9ヶ月児）（26-64-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	49年度	根拠法令等	母子保健法第13条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	生後6・9かヶ月の乳児に健康診査を行い、健全育成を図る。				
対象者等	荒川区に住所を有する生後6・7ヶ月児及び9・10ヶ月児の乳児				
内容	<p>交付方法：4ヶ月児健診受診時に6ヶ月・9ヶ月の受診票を交付。 受診方法：協力医療機関にて個別受診（東京都内の協力医療機関にて受診可能） 検査内容：体重・身長・頭囲測定、栄養状態及び離乳食の進み方・皮膚の異常、心音の異常、呼吸音の異常、腹部の異常、四肢の異常、難聴の疑い、斜視の疑い、白色瞳孔、神経学的所見及び運動機能等 委託料の支払：毎月協力医療機関から医師会を経由して、東京都国民健康保険団体連合会から委託料の請求があり、請求に基づき支払をする 委託単価については、東京都・特別区・市・町村・東京都医師会の連絡協議会により決定される。</p>				
経過	健診委託料審査請求等事務について、東京都及び各区が母子保健交換会を開催して執り行なっていたが、平成9年4月健診分から東京都国民健康保険団体連合会に委託することとなった。				
必要性	乳児期は、視聴覚や運動機能が急速に発達し、母子のコミュニケーションが密になるとともに、周囲との関わり合いが広がってくる時期である。そうした時期に行う健診は、乳児の健全な発育・発達のため必要性が高い。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 乳児健康診査は、健診については都医師会、支払事務については東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	17,543	18,044	17,836	16,886	15,909	17,241	16,403
	決算額（20年度は見込み）	17,539	16,684	16,332	16,049	15,907	17,157	16,403
	人件費				1,638	854	856	
	【事務分担当】（%）				19	10	10	
	合計（+）	17,539	16,684	16,332	17,687	16,761	18,013	16,403
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	17,539	16,684	16,332	17,687	16,761	18,013	16,403
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	受診者数(6ヶ月)	1,310	1,241	1,225	1,245	1,208	1,343	1,272
	受信者数(9ヶ月)	1,253	1,235	1,216	1,154	1,181	1,257	1,198

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需要	受診票印刷	80		受診票印刷	0	受診票印刷	102
委託料	健診委託料等	15,827		健診委託料等	17,157	健診委託料等	16,301

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受診率（6ヶ月）	87.7%	85.7%	89.2%	89.5%	90.0%	受診者数 / 対象者数
	受診率（9ヶ月）	81.3%	83.8%	86.3%	88.8%	90.0%	受診者数 / 対象者数

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	乳児の健全な育成のため必要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	経過観察健診	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	経過観察健診（26 - 64 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠法令等	母子保健法第13条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	乳幼児健康診査の結果等で、要経過観察とされた者について、経過をみながら早期療育につながるよう支援する。				
対象者等	乳幼児健康診査の結果等で、発育・発達・養育上、経過観察の必要な乳幼児				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身長、体重など身体発育に関するものおよび、精神・神経・運動など発達の遅れや心配について、小児科医、小児神経科医、臨床心理士の専門スタッフにより対応。 ・養育環境・生活習慣・食生活等の育児全般の相談・支援。 ・他の相談機関・専門機関へのコーディネート。 ・17年4月より、1歳6ヶ月児健診で心理相談を行った児を対象に、グループ指導「めだかタイム」を実施。他親子との交流の中で相互の学びあいと具体的な指導を区内保育園の保育士の協力により実施。（次世代育成支援行動計画事業） 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度から発育、発達健診の充実のため、小児科・整形外科・小児神経科・理学療法を統合し、幅広い視点での子育て支援ができる体制とした。必要に応じ適切な専門機関での相談、受診を紹介する。 ・平成15年度から整形外科を廃止 ・平成17年度から理学療法士を廃止。また、グループ指導「めだかタイム」開始。 				
必要性	異常あるいは境界領域と考えられても、成長・発達に伴い改善するなど状態の変化が見られ、育児支援の観点からも定期的な経過観察の必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,034	1,686	1,686	1,481	1,478	1,524	1,533
	決算額（20年度は見込み）	2,001	1,672	1,647	1,411	1,379	1,414	1,533
	人件費				4,130	6,456	5,551	
	【事務分担量】（%）				66	90	65	
	合計（+）	2,001	1,672	1,647	5,541	7,835	6,965	1,533
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	2,001	1,672	1,647	5,541	7,835	6,965	1,533	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	心理相談	232	233	226	315	277	253	270
	経過観察	300	198	214	160	154	128	180

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般賃金	医師等雇上げ	1,364	医師等雇上げ	1,409	医師等雇上げ	1,491	
一般需要	消耗品	16	消耗品	5,061	消耗品	42	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	受診率(経過観察)	79.2%	77.0%	63.1%	80.0%	100.0%	受診者数 / 対象者数

(問題点・課題分析)	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	経過観察の必要な乳幼児の早期療育に必要な事業である。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	乳幼児（精密）検査	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	乳幼児（精密）健診（26 - 64 - 60 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	52年度	根拠法令等	母子保健法第13条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	荒川区において実施する乳児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査及び3歳児健康診査等の結果、診断の確定のため精密検査を要する者について、専門的な診断のできる医療機関で精密検査を行い、診断の確定を行なう。				
対象者等	荒川区内に居住し、乳児、1歳6ヶ月児、3歳児の健康診査において、診断の確定のための精密検査を行う必要があると判断された者				
内容	交付方法：乳児精密は満1歳未満で2回以内交付 1歳6ヶ月児精密は満2歳未満で交付回数の制限なし 3歳児精密は満4歳未満で交付回数の制限なし 受診方法：委託契約を締結した専門医療機関にて個別受診（東京都内） 検査内容：診断確定に必要な検査等で、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に掲げる範囲で、入院を要する検査を除いたもの。 委託料支払：医療機関から東京都国民健康保険団体連合会を通して月毎に請求があり、請求に基づき支払をする。				
経過	平成9年度より3歳児精密検査が保険適用となり、自己負担分が公費負担となった。				
必要性	健診の結果、疾病・異常が疑われる場合、診断を確定させ、早期に適切な事後指導を行うため精密検査の必要性は高い。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 乳児、1歳6ヶ月児、3歳児精密は都内の契約医療機関にて個別受診				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	196	232	225	213	196	189	161
	決算額（20年度は見込み）	194	205	199	167	120	160	161
	人件費				1,293	854	854	
	【事務分担当】（%）				15	10	10	
	合計（+）	194	205	199	1,460	974	1,014	161
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	194	205	199	1,460	974	1,014	161
	実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	乳児精密受診数	22	37	21	27	18	34	22
	1歳6か月児精密受診者数	15	19	24	14	14	17	19
	3歳児精密受診者数	24	22	18	25	22	18	20

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需要	精密受診票	8	精密受診票	0	精密受診票	12	
委託料	精密健診委託料等	112	精密健診委託料等	160	精密健診委託料等	149	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	発見率(乳児)	1.9%	2.0%	2.3%			受診者数 / 健診対象者数
	発見率(1歳6ヶ月児)	0.9%	1.4%	1.3%			受診者数 / 健診対象者数
	発見率(3歳児)	1.7%	3.0%	1.4%			受診者数 / 健診対象者数

(問題点・課題分析)	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	健診の結果、疾病や異常が疑われる乳幼児の診断、早期指導に必要な事業である。

(議会要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	妊産婦・新生児訪問	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	妊産婦・新生児訪問（26 - 64 - 80 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	36年度	根拠法令等	予防接種法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	妊産婦の日常生活や、新生児の発育・栄養・生活環境等、育児上必要な事項について家庭訪問のうえ適切な助言をするとともに、育児不安や産後うつ等の早期発見、早期対応を行なう。				
対象者等	妊婦：若年齢初妊婦 新生児：4ヶ月までの乳児と産婦（里帰り者も含む）				
内容	保健師及び非常勤職員（保健業務指導員）並びに新生児訪問指導員（委託助産師）が訪問指導を行い、育児不安や孤立化を防ぐ。又、産後うつ等の疑われる場合や育児困難を持つ場合、多胎等、育児支援を要する母、家族に対しては関連事業の利用をすすめるなど支援を行う。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度から保健所では対象の一部を非常勤職員（保健業務指導員）による訪問とした。 ・平成13年度から新生児訪問事業と妊産婦訪問事業の統合。 ・予算、決算額等の推移、実績の推移については平成12年度までは新生児訪問のみ。 ・平成19年度から第一子全数訪問のため、非常勤助産師を2名に増員した。 ・平成20年度から全数訪問とし、エジンバラ産後うつ質問票の活用を行う。 				
必要性	産後うつや育児不安の解消を図るため、妊産婦の生活上の注意や新生児の育児について適切な助言指導を行う訪問指導の必要性は高い。				
実施方法	（一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託先：日本助産師会荒川区支部				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		3,085	2,988	2,866	2,754	2,721	5,572	8,735
決算額（20年度は見込み）		2,952	2,860	2,558	2,655	2,653	5,397	8,735
人件費					3,706	5,551	5,124	
【事務分担量】（%）					43	65	60	
合計（+）		2,952	2,860	2,558	6,361	8,204	10,521	8,735
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		2,952	2,860	2,558	6,361	8,204	10,521	8,735
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	新生児（保健師＋非常勤職員）	489	312	362	384	391	927	1,500
	妊産婦（保健師＋非常勤職員）	502	322	416	408	431	904	1,500
	新生児、妊産婦（委託）	45	31	15	31	35	18	45

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬	2,221	非常勤職員報酬	4,732	非常勤職員報酬	6,836
	共済費	非常勤職員社会保険料	258	非常勤職員社会保険	547	非常勤職員社会保険	870
	特別旅費	非常勤職員旅費	0	非常勤職員旅費	0	非常勤職員旅費	0
	一般賃金					カンファレンスアドバイ	324
	一般需要	訪問用消耗品	1	訪問用消耗品	33	訪問用消耗品	414
	役務費					小票把握分通知用	18
	委託料	訪問指導委託料	173	訪問指導委託料	84	訪問指導委託料	273

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	訪問件数（新生児（保健師＋非常勤職員））	384	391	927	1,500	1,500	
	訪問件数（妊産婦（保健師＋非常勤職員））	408	431	904	1,500	1,500	
	訪問件数（委託）	31	35	18	45	45	

（問題点・課題）	<p>核家族化がすすむ中、新生児期には特に相談相手のいない母親は心身ともに不安定になりやすいため、対象者に合わせたきめ細かなサポートが必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
心身不安定でフォローの必要な母親を効果的にスクリーニングする方法を検討する必要がある。	母親の心理状態を調査するチェックシートを改善する。（20年度試行実施）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	産後うつや育児不安への早期対応のため欠かせない事業であり、優先度は高い。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	子育てファミリー事業	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	子育てファミリー事業（26-64-83-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠法令等	母子健康法第14条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	子育て世代を対象に家族の健康を目標として子育て支援を行う。				
対象者等	乳幼児の子を持つ保護者				
内容	<p>1 子育てハッピー講座 ごっくん期講習会（4～5ヶ月）年12回 もぐもぐ期講習会（7～9ヶ月）年12回 かみかみ期講習会（11～13ヶ月）年12回 よちばく講習会（15～23ヶ月）年12回 合計48回 各講習会とも保健師、栄養士、歯科衛生士がそれぞれ育児のポイント等について講話を行い、離乳食を実際に試食し、固さ・味付け等具体的に体験する。またよちばく期については家族の健康づくりを考え始める機会として、親向けにこころとからだの健康についての講話を行う。</p> <p>2 アレルギー講演会（通年齢）年2回</p> <p>3 すこやかママの骨密度測定 3歳児健診来所の母親を対象に希望者に骨密度測定を行う。</p>				
経過	平成18年度まで乳幼児の健康教育として育児教室（離乳食講習会・小児救急看護教室・アレルギー予防教室）をそれぞれ開催してきた。平成19年度から対象を子育て世代（成人）までにひろげ継続して参加できる「家族の健康」を目標とした事業として組み替え、内容を充実させて実施する。				
必要性	保健師、栄養士、歯科衛生士等により子育てのポイントを学び育児に対する自信や同じ月例の子を持つ母親同士の交流をすることにより、母親の孤立化を防ぎ育児不安を解消するためにも必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 出生月にあわせ区報、ホームページで周知し、電話での予約制としている。ごっくん期、もぐもぐ期、かみかみ期については、4ヶ月健診時にちらしを配布、よちばく期については、1歳6ヶ月児健診のお知らせの封筒に同封し、周知を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額						1,834	1,985	
決算額（20年度は見込み）						1,615	1,995	
人件費						5,636		
【事務分担量】（%）						66		
合計（+）	0	0	0	0	0	7,251	1,995	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	7,251	1,995	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	かみかみ期講習会参加数						265	600
	もぐもぐ期講習会参加数						388	600
	ごっくん期講習会参加数						618	600
	よちばく期講習会参加数						133	360
	アレルギー講演会参加数						61	66
	すこやかママの骨密度測定実施数						620	720

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金			保育士・検査技師	573	保育士・検査技師	634
	報償費			講師謝礼	568	講師謝礼	568
	一般需用			調理材料費テキスト代	474	調理材料費テキスト代	783

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	かみかみ期講習会参加数			265	600	600	
	もぐもぐ期講習会参加数			388	600	600	
	ごっくん期講習会参加数			618	600	600	
標	よちぱく期講習会参加数			133	360	360	
	アレルギー講演会参加数			61	66	80	
	すこやかママの骨密度測定実施数			620	720	720	

（指標区分）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	離乳食に関する講義等により乳幼児の健全な発育を支援するための事業であり、優先度は高い。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	すくすくサポート事業	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	すくすくサポート事業（26 - 64 - 86 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠法令等	母子保健法第2条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	育児困難を抱える母親・家族を支援することにより問題解決能力の向上を図り、より健全な子育てができるようにする。				
対象者等	育児困難を抱える母親・家族				
内容	<p>ママメンタルサポート相談事業 産後うつ傾向、育児不安などの症状を持つ親に対して精神科医師による個別相談を行い、早期に適切な支援を行う。 楽々ホットサロン（通称 I・スペース） 育児不安や育児葛藤が強い母親を対象にグループケアを行い健全な育児が継続できるよう支援し虐待を予防する。 特別育児相談 育児方法について、集団の教室だけでは解決できず、個別に支援する必要性が高い対象に対して予約制の育児相談を行う。</p>				
経過	平成19年度より開始。ママメンタルサポート月2回。Iスペース月1回。特別育児相談定員各回5名。平成20年度よりIスペース月2回に変更。				
必要性	昨今の少子化、核家族化、世帯間交流の希薄さから育児困難を抱えるケースが増えてきている。特に生理的に不安定になる出産後の母親の相談は多く、虐待予防の視点からも支援が必要となっている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額						988	1,505
	決算額（20年度は見込み）						955	1,505
	人件費						3,758	
	【事務分担当】（%）						44	
	合計（+）	0	0	0	0	0	4,713	1,505
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	4,713	1,505	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	ママメンタル利用者数						40	72
	Iスペース利用者数						67	88
	特別育児相談利用者数						25	60

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金			医師・心理士・保育	935	医師・心理士・保育	1,320
	一般需用			玩具等	20	玩具等	130

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	ママメンタルサポート事業			利用者 40人	利用者 72人		3名×2回×12月
	Iスペース			67人	96人		8名×2回×12回
	特別育児相談			25人	60人		5名×12回

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	育児困難のケースが増えてきており、虐待予防の視点からも事業の優先度は高い。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	母子健康手帳交付費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	多賀春美	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	母子健康手帳交付費（26 - 68 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠法令等	母子保健法第16条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	妊娠、出産及び育児に関する健康記録及び予防接種記録や小児の疾病記録等を、一冊にまとめて記載し保存できるように交付する。				
対象者等	・妊娠届をした妊婦 ・再交付届者				
内容	<p>妊娠届をした妊婦に対し、「母と子の保健バッグ」を交付する。</p> <p>（内容）：母子健康手帳・出生通知票・妊婦健康診査受診票（14回分）・超音波健康診査受診票（35歳以上の方）・先天性代謝異常等検査申込書・「母親・両親学級案内」チラシ・小冊子赤ちゃん・「乳幼児医療費助成・児童手当」チラシ（子育て支援部計画課より）・「出産費用貸付制度」チラシ（国保年金課より）等</p>				
経過	<p>・平成11年度4月交付分より出生通知票をプライバシー保護の観点から葉書から封書へ変更。</p> <p>・平成16年度から、出生通知書を保護シール付の葉書様式に変更。また、同封していた冊子「予防接種と子どもの健康」の配布を廃止し、4か月児健診時に配布することに変更。</p>				
必要性	妊娠期の母体及び胎児の記録や出生後の児の成長の記録をすることにより、乳幼児の健康管理に役立てるため、母子健康手帳の交付の必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	690	690	498	477	451	497
	決算額（20年度は見込み）	549	417	426	451	422	496	956
	人件費				981	854	854	
	【事務分担当】（%）				15	10	10	
	合計（+）	549	417	426	1,432	1,276	1,350	956
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	549	417	426	1,432	1,276	1,350	956
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	交付冊数	1,587	1,599	1,545	1,578	1,677	1,772	1,700

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需要	母子保健バッグ等	339	母子保健バッグ等	399	母子保健バッグ等	956	
役務費	出生通知用はがき	83	出生通知用はがき	98	出生通知用はがき	90	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	交付件数	1,578	1,677	1,772	1,700	1,700	

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	乳幼児の健康管理のため重要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	妊娠中毒症等医療給付事務	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	妊娠中毒症等医療給付事務（26 - 72 - 16 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	母子保健法
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区医療費助成事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因となるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、出生児に対する影響も著しいので、早期に適切な医療を受けることを容易にするため、これに必要な医療費の助成を行なう。				
対象者等	妊娠により入院医療を必要とする 妊娠高血圧症候群等 糖尿病 貧血 産科出血 心疾患及びその続発症のうち、認定基準を満たすものの中で、前年度総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が26日以上の方				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠高血圧症候群等の医療助成制度 助成医療費は、妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用のなかで、医療保険を適用して生ずる自己負担額である。 ・手続方法 助成の申請は医療費助成を受けようとする妊娠婦若しくは配偶者であって、申請書に診断書・住民票・世帯調書・所得証明書を添付して、保健所に申請、医療助成の対象者と認定したときには、医療券を申請者に交付する。 				
経過					
必要性	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を防ぐために必要不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	131	74	74	74	393	417	74
	決算額（20年度は見込み）	127	0	71	0	393	416	74
	人件費				431	854	854	
	【事務分担当】（%）				5	10	10	
	合計（+）	127	0	71	431	1,247	1,270	74
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	127	0	71	431	1,247	1,270	74	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数	2	0	1	0	3	2	1

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	妊娠中毒症事務費	1	妊娠中毒症事務費	1	妊娠中毒症事務費
扶助費	妊娠中毒症医療費	392	妊娠中毒症医療費	416	妊娠中毒症医療費	73	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	申請件数	0件	3件	2件	1件		

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を予防するため必要な事業であり引き続き実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	未熟児養育医療給付	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	未熟児養育医療給付(26-72-32-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	母子保健法第20条
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区医療費助成事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかり易く、その死亡率はきわめて高いばかりか心身の障害を残すことも多い。したがって出生後、速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、母子保健法の規定により、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関において、これに必要な医療の給付を行う。				
対象者等	出生児体重2,000g以下のもの又は生活力が特に薄弱であって、一般状況、体重・呼吸器・循環器・消化器・黄疸などの症状が、母子保健法に規定する未熟児で医師が入院養育を必要と認めたもの。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請方法 給付の申請は保護者が行なうこととし、申請書に意見書・世帯調書及び各種所得証明書を添付し、保健所長に申請する。養育医療の給付を決定したときは、医療券を保護者に交付する。 ・給付の内容 指定医療機関における入院医療の給付の範囲は、診察・薬剤または治療材料の支給・手術・病院への収容で、公費負担額は各種保健を適用して生ずる自己負担額である。なお、自己負担額のうち、母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額を保護者から徴収することとなっているが、区では乳幼児医療券が交付されている世帯には、保護者からの委任状により衛生費と民生費の振替納入方法を利用し、区民のサービス向上と所管事務の能率を図っている。 				
経過					
必要性	未熟児の死亡率を低下させる援助であり必要不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	6,960	8,570	11,085	20,050	11,574	21,545	8,480
	決算額（20年度は見込み）	5,916	7,937	11,082	16,900	5,942	18,200	8,480
	人件費				2,586	854	854	
	【事務分担当】（%）				30	10	10	
	合計（+）	5,916	7,937	11,082	19,486	6,796	19,054	8,480
	国（特定財源）	10,906	2,252	3,540	8,455	3,392	7,391	3,730
	都（特定財源）							
その他（特定財源）	1,261	1,657	2,139	1,050	1,247	1,770	1,631	
一般財源	-6,251	4,028	5,403	9,981	2,157	9,893	3,119	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数(実人数)	34	32	42	30	27	45	30
	申請件数(延人数)	79	91	114	91	67	107	100

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需要	消耗品	0	消耗品	0	消耗品
委託料	事務費	3	事務費	6	事務費	5	
扶助費	医療費	5,939	医療費	18,194	医療費	8,473	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	申請件数（実人数）	30件	27件	45件	30件		
	申請件数（延人数）	91件	67件	111件	100件		

（問題点・課題分析）	特段の問題点・課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	未熟児の死亡率を低下させるため重要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特定給食施設講習会	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	新村真由美	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	特定給食施設講習会（26-76-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠法令等	健康増進法第21条、第22条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	特定給食施設における栄養管理及び栄養技術の向上を図るとともに、各施設間のネットワークづくりを支援する。				
対象者等	区内特定給食施設に勤務する栄養士等（病院、保育園、事業所、特養ホーム等78施設）				
内容	(1) 講習会 特定給食施設に対して栄養管理業務の改善に必要な情報を生活衛生課実施の集団給食施設講習会で情報提供している。 区内の各職域（病院、保育園、福祉施設等）の栄養士に対し、外部講師による講習会を行い、より実践的な栄養管理についての学習を支援するとともに各施設間のコミュニケーションを図り、地域のネットワークづくりを支援している。職域別に年2回実施。 (2) 特定給食施設実態調査 年1回実施。				
経過	・平成12年度：第2ブロック特定給食施設栄養技術講習会の一部を組み替えて職域ごとの栄養士講習会として実施。 ・平成14年度：第2ブロック特定給食施設栄養管理講習会を本事業に統合した。 ・平成16年度：昭和50年から第2ブロック共催で実施してきた栄養管理者講習会と栄養技術講習会を各区の特性に合わせた講習会とするため解消した。 ・平成17年度：年2回講習会開催。 生活衛生課の開催する集団給食施設講習会にて情報提供を実施。 職域別に勤務する栄養士の技術の向上と地域のネットワークを図るための講習会を実施。 ・平成18年度：帳票改正及び保健所移転のため保健所栄養士による説明会を実施。 （栄養管理報告書の書式変更、幼児向け食事バランスガイドの活用について）				
必要性	特定給食施設配属の栄養士は、少数配置のため給食対象者の栄養管理を行う上で情報が不足しがちである。そのため各施設間のネットワークを構築し、お互いに協力し合うシステムづくりを支援する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 講習会開催案内を各給食施設長あてに通知				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	121	101	93	62	62	62	62
	決算額（20年度は見込み）	111	91	88	59	0	58	62
	人件費				1,293	1,281	1,281	
	【事務分担当】（%）				15	15	15	
	合計（+）	111	91	88	1,352	1,281	1,339	62
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	111	91	88	1,352	1,281	1,339	62	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	講習会参加数（保育園・病院）	33	33	39	67	87	46	70
	栄養管理講習会参加数		52	59				
	集団給食施設講習会参加数				34	44	48	50

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	講師謝礼	0	講師謝礼	58	講師謝礼	60
	一般需用	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	2

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	特定給食施設栄養士講習会参加率	86%	112 %	59%	80%	100%	出席施設数 / 対象施設数
	集団給食施設講習会	44%	56%	62%	70%	100%	出席施設数 / 対象施設数

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 区により実施方法は異なる。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設入所者等の栄養改善のため必要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	歯科衛生費（歯科相談室）	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小室貴子	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	歯科衛生費（26-78-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠法令等	地域保健法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子どもの健康づくり支援[03-04]			
目的	幼児期のう蝕を予防するため、定期検診・相談及びう蝕予防処置を行う。これにより口腔保健の向上を図る。 また、保育園、幼稚園等、集団の場を活用し、園児・父母等を対象にして歯科衛生士が口腔健康教育を行う。				
対象者等	乳児から3歳未満児（歯科相談室） 保育園・幼稚園児・幼児を持つ親等（健康教育）				
内容	歯科相談室 ・実施期間 通年 ・周知方法 区報・ホームページ・子育てハッピー講座等で周知し、希望者の申込み受付を行う。 1歳6か月児健診では、希望者にその場で申込み受付を行い後日予約通知を発送する。 来所者には健診結果をもとに予防処置を行う。 ・内容 歯科検診と口腔健康教育・指導の実施36回 予防処置（歯磨き指導等とフッ化物塗布）の実施80回 保育園等の所外健康教育20回				
経過	平成10年度－「口腔健康教育」事業を歯科相談室に統合した。 平成12年度－開設回数48回/年 40回/年に回数減 平成15年度－開設回数40回/年 38回/年に回数減、対象者を4歳未満から3歳未満に引き下げう蝕罹患児は地域歯科医療機関でフォロー 平成17年度－開設回数38回/年 36回/年に回数減				
必要性	早期から歯の検診や教育を受けることにより口腔の健全を保ち、一生自分の歯で健康な日々を過ごせるようにするため必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 金曜日：予約制で歯科検診と健康教育 火水木曜日：予約制で個別指導（歯磨き指導・生活習慣チェック）とフッ化物塗布				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,190	1,178	1,178	1,124	1,124	1,124	1,124	
決算額（20年度は見込み）	1,185	1,178	1,177	1,124	1,016	1,124	1,124	
人件費				1,982	2,260	2,281		
【事務分担量】（%）				23	56	56		
合計（+）	1,185	1,178	1,177	3,106	3,276	3,405	1,124	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	950	653	574	606	581	582	582	
一般財源	235	525	603	2,500	2,695	2,823	542	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	歯科検診者数	1,709	1,307	1,146	1,048	988	970	930
	予防処置者数	1,502	1,032	910	958	908	902	920

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般賃金	歯科医師		864	歯科医師	972	歯科医師	972
需用費	用品・薬品・器材等		152	用品・薬品・器材等	152	用品・薬品・器材等	152

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	1歳6か月児う蝕罹患率	2.3	1.8	2.3	1.8	1.5	う蝕罹患児数/受診児数
	3歳児う蝕罹患率	19.4	16.3	17.3	17.3	15.0	う蝕罹患児数/受診児数
	12歳児一人平均う歯数	1.5	1.5	1.5	1.3	1.0	う蝕罹患児数/受診児数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児歯科健診結果での当区のう蝕罹患率は他区の状況より良好な結果である。しかし、就学後の12歳児では23区中下位に留まり歯科保健施策における学校との連携が課題である。 ・小児が地域で円滑に虫歯予防を中心とした歯科受診ができるシステムの充実を図る（小児のかかりつけ歯科医をつくる）。
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>平成18年度：23区う蝕罹患率平均 1.6歳児歯科健診：2.6% 3歳児17.9%</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
健康教育（どこでも健康教室）の充実	乳幼児、学童、成人等を対象に各ライフサイクルにおける健康教育を行い、う蝕と歯周疾患を予防し健康な口腔を維持、向上させることが期待できる。
教育委員会、学校歯科医会との連携強化	平成18年度に策定した「学校歯科保健計画」に基づき、事業の充実を図ることにより学童・生徒の口腔保健の向上が期待できる。
歯科医師会との連携強化	区民の口腔保健の向上が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	乳幼児の口腔保健向上のため重要な事業である。

（状況）	<p>議会議案委員会、平成15年、16年の決算特別委員会において、フッ化物の有効性および安全性に関する質問があった。</p>
------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者歯科対策事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小室貴子	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障がい者歯科対策事業費（26-79-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者の口腔状態は良好とは言えず、口腔疾患の罹患率が高い。口腔管理も困難なことが多く、治療も敬遠されがちであり、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、検診や相談を行いながら、口腔疾患の予防を強化し受診勧奨を行うとともに、障がい者の歯科治療については、歯科医療連携推進体制を強化して口腔保健の向上を図る。				
対象者等	心身障がい者等				
内容	1 障がい者歯科相談室 実施期間：年12回（毎月第2火曜日） 周知方法：区報、障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知 内 容：予約制 歯科検診・歯磨き指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨 2 障がい者施設への出張口腔健康教育 実施回数：年10回 内 容：歯磨き指導				
経過	平成12年度：検診歯科医師を2名から1名に減 平成15年度：検診歯科医師の報償費を一般賃金に変更 平成16年度：障がい者施設への出張健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。				
必要性	障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科受診を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯磨きを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を継続して行う必要性が高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	486	495	495	495	495	495	495
	決算額（20年度は見込み）	482	492	468	488	490	495	495
	人件費				948	1,117	1,098	
	【事務分担当】（%）				21	21	20	
	合計（+）	482	492	468	1,436	1,607	1,593	495
	国（特定財源）	154	154	154	154	0	0	0
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	328	338	314	1,282	1,607	1,593	495	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	受診者数	174	180	197	196	207	222	220

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般賃金	衛生士・医師雇上	455	衛生士・医師雇上	455	衛生士・医師雇上	455	
一般需要	器具・器材等	40	器具・器材等	40	器具・器材等	40	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受診者数	196	207	222	220	400	
	要歯科治療者率	80	80	80	70	50	要歯科受診者数/受診者総数

（問題点・課題）	<p>障がい者のかかりつけ歯科医の定着を図り、病状に応じて専門歯科医療期間へ紹介する「歯科医療連携推進体制」継続強化を図るため、歯科医師会と保健所の協議を行っていく。</p>
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
歯科医師会と連携し、歯科医療連携推進体制の継続的な実施を行う。	障がい者の歯科治療の体制を充実させることにより、口腔保健の向上を図ることができる。
定期歯科検診と健康教育・指導を継続的に実施していく。	検診だけでなく、個別、集団の指導教育を繰り返す中で口腔保健に関する意識を高め、向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい者の口腔保健向上のため重要な事業である。

（議会要旨）	<p>平成12年決算特別委員会において、障がい者歯科医療の現状、口腔保健センター建設に関する質問があった。</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	小児慢性疾患医療費助成	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	望月茂男	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	8年度	根拠法令等	児童福祉法第21条の9の2
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	慢性疾患により長期にわたって療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付等を行う。				
対象者等	荒川区に住所を有する18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。ただし、18歳に達した時点で小児慢性疾患医療券を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳未満の者も助成の対象とする。				
内容	助成内容 1. 対象児童が医療保険各法の被扶養者である場合は、医療保険各法による医療給付を適用し、その額から自己負担限度額を控除した額を助成する。 なお、重症患者認定に認めれた場合は自己負担限度額はない。 2. 高額療養費制度に該当する場合は、その限度から月額負担限度額を控除した額を小児慢性疾患で助成する。 3. 対象児童が生活保護を受けている場合は、その医療費を小児慢性疾患で助成する。 4. 入院時食事標準負担額（ただし、一部の疾病は対象外）を助成する。 5. 治療に要する補装具・訪問看護療養費を助成する。				
経過	平成17年4月1日 厚生事務次官通知に伴う事業から児童福祉法に基づく事業となる。				
必要性	小児慢性疾患に罹患している児童が適切な医療サービスを受け、経済的な負担を軽減するために必要である。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費				563	427	427	
	【事務分担当】（%）				21	5	5	
	合計（+）	0	0	0	563	427	427	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	563	427	427	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数	298	276	276	247	118	120	120

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	小児慢性疾患に罹患している児童等の療養支援のため必要な事業である。

況（要旨）	
-------	--